

## 平成28年第3回関川村議会定例会会議録（第1号）

### ○議事日程

平成28年6月9日（木曜日） 午前10時 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 報告第 2号 公益社団法人 関川村自然環境管理公社の経営状況報告について
- 第 6 報告第 3号 株式会社 パワープラント関川の経営状況報告について
- 第 7 議案第 5 2号 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 5 3号 平成28年度関川村一般会計補正予算（第1号）
- 第 9 議案第 5 4号 村道路線の変更について
- 第10 議案第 5 5号 財産の取得について
- 第11 議案第 5 6号 せきかわふれあいど～むの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 議員派遣 議員派遣

---

### ○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 報告第 2号 公益社団法人 関川村自然環境管理公社の経営状況報告について
- 第 6 報告第 3号 株式会社 パワープラント関川の経営状況報告について
- 第 7 議案第 5 2号 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 5 3号 平成28年度関川村一般会計補正予算（第1号）
- 第 9 議案第 5 4号 村道路線の変更について
- 第10 議案第 5 5号 財産の取得について
- 第11 議案第 5 6号 せきかわふれあいど～むの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 議員派遣 議員派遣

○出席議員（10名）

1番	近	良	平	君	2番	伊	藤	敏	哉	君		
3番	小	澤	仁	君	4番	加	藤	和	泰	君		
5番	鈴	木	万	寿	夫	君	6番	高	橋	忠	夫	君
7番	高	橋	正	之	君	8番	菅	原	修	君		
9番	伝	信	男	君	10番	平	田	広	君			

---

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により出席した者

村	長	平	田	大	六	君						
副	村	長	佐	藤	忠	良	君					
教	育	長	佐	藤	修	一	君					
総	務	課	長	加	藤	善	彦	君				
税	務	会	計	課	長	井	上	広	栄	君		
住	民	福	祉	課	長	中	束	正	子	君		
農	林	観	光	課	長	伊	藤	隆	君			
建	設	環	境	課	長	高	橋	賢	吉	君		
教	育	課	長	稲	家	誠	君					
住	民	福	祉	課	参	事	伊	藤	和	義	君	
税	務	会	計	課	参	事	田	村	久	美	子	君
農	林	観	光	課	参	事	板	越	昌	生	君	

---

○事務局職員出席者

事	務	局	長	佐	藤	充	代
主	任	石	山	洋	介		

午前10時00分 開 会

○議長（近 良平君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより平成28年第3回関川村議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事進行にご協力をお願いいたします。

---

日程第1、会議録署名議員の指名

○議長（近 良平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番、小澤 仁さん、4番、加藤和泰さんを指名します。

---

日程第2、会期の決定

○議長（近 良平君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

最初に、議会運営委員長から本定例会の会期日程（案）及び議案の取り扱いについて報告をお願いいたします。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（伝 信男君） おはようございます。

本定例会の会期の日程及び議案の取り扱い等について申し上げます。

去る6月1日、役場第2会議室において、平成28年度第3回定例会の運営について、議員及び議長、議会事務局職員出席のもと、議会運営委員会を開催しました。その協議結果について報告します。

最初に、会期については議員研修の課題となった通年議会の試行のため、本日6月9日から9月定例会開会予定の前日の9月7日までの91日間とし、審議日程についてはお手元に配付の日割表（案）のとおりです。

まず、本日の会議では、会期の決定後、諸般の報告、一般質問を行います。その後、各議案の上程を行います。

10日は、各委員会を開催し、付託議案の審査を行います。13日から20日までは議案調整及び各委員長の事務整理日とし、休会とします。21日は、午後3時から本会議を開催し、各常任委員長から委員会審査の報告を受けた後、採決を行います。なお、追加議案が上程された場合は、当日審議をし、即決とします。6月22日から9月7日までは休会とします。

次に、議案等の取り扱いについて申し上げます。

報告案件2件については、提案理由の説明を求め、質疑の後、報告を終わります。

議案第52号は、条例の一部改正案件です。提案理由の説明を求め、質疑の後、所管の総務厚生常任委員会へ付託します。

議案第53号は、一般会計補正予算案件です。提案理由の説明を求め、質疑の後、産業建設常任委員会へ付託します。

議案第54号は、村道路線の変更案件です。提案理由の説明を求め、質疑の後、討論、採決を行い、即決とします。

議案第55号は、財産の取得案件です。提案理由の説明を求め、質疑の後、討論、採決を行い、即決とします。

議案第56号は、条例の一部改正案件です。提案理由の説明を求め、質疑の後、討論、採決を行い、即決とします。

次に、議員派遣について申し上げます。本定例会開会後に派遣が必要なものにつきましては、お手元に配付のとおり議長提案とします。

次に、一般質問について申し上げます。一般質問の通告は5月25日正午で締め切り、6名の方が本定例会において質問を行います。

次に、請願・陳情につきましては、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおりです。所管の常任委員会において審査をお願いします。

以上、報告を終わります。

○議長（近 良平君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。  
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から9月7日までの91日間にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から9月7日までの91日間に決定しました。

---

### 日程第3、諸般の報告

○議長（近 良平君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定による、平成28年4月分の例月出納検査の結果報告書が提出されております。議員控室に保管してありますのでごらんください。

本定例会までに受理した陳情書は、お手元に配付しました文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたのでご報告します。

第2回臨時会後、議員派遣の必要があるものについて、議長決定により議員派遣を行いましたので、お手元に配付のとおり報告します。

以上で、諸般の報告を終わります。

村長から、定例会招集挨拶について申し出がありました。これを許可します。村長。

○村長（平田大六君） おはようございます。

本日、平成28年第3回村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には大変ご多用のところ、ご出席をいただきありがとうございます。

本定例会に提案いたします議案は、村から出資している法人の経営状況報告2件、条例の一部改正案件2件、補正予算案件1件、村道路線の変更案件1件、財産の取得についての案件1件、合わせて7件であります。

追って上程されました際に、詳細にご説明申し上げますので、慎重にご審議の上、ご賛同くださいますようお願いをいたします。

○議長（近 良平君） 以上で、村長の定例会招集挨拶を終わります。

---

#### 日程第4、一般質問

○議長（近 良平君） 日程第4、一般質問を行います。

質問の通告者は6名であります。発言を許します。

初めに6番、高橋忠夫さん。

○6番（高橋忠夫君） 6番、高橋忠夫でございます。

過去のバイオマス発電事業についての質問については、何も具体的かつ建設的な回答がなく、ましてや住民の質問に対する回答でも同じことの繰り返しであります。4回目となる今回はどうしたものかと考えさせられましたが、住民の意向もあり再度質問をさせていただきます。

まず1点目は、定例会中の3月23日、産業建設常任委員会（連合審査会）にパワープラント関川・永井社長を参考人招致として、出席をいただきました。質問に対し、「来年度は主に試験を実施し、順調に進めば再来年度には発電を開始したい」旨の説明がありました。新型エンジンを開発したとありますが、「見たことがあるか」の問いに「小さいものはあるが、発電に使用するような大きいものはない」とのことです。3月議会での私の質問でもありました関川村を実証試験の場所としていることも、事実となりました。

再度お聞きしますが、村長は何をもって新型エンジンを開発したとか、夏ごろから一挙に事業が展開され、来春には発電を開始するとの念頭の挨拶でも延べられておりました。今回の永井社長と

の見解の乖離をどのように説明され、どちらが事実なのか証明していただきたい。

2点目は住民説明会ではありますが、いまだ関心が高いのが現状であります。村長は、「しかるべき時期に」とか「具体的になったら」とか、いろいろな理由をつけて開催をしておりません。これがさらに村民に疑念を抱かせている要因の1つとも思います。村長・永井社長の認識不足、甘さが拍車をかけていると考えます。その辺をしっかりと、「現況はこうである」と住民に正直に説明するのが行政側の責任ではないですか。何事にも、途中経過の説明も必要なはずですが、どうしてできないのか、いつごろになるのか、はっきりとした回答をしていただきたい。

3点目はその日、3月23日でありましたけれども、その日渡米し「資金の一部について詰めの協議をしてきます」との話でありましたが、事実であればどのような結果になったかお聞きしようと思っておりましたが、5月17日の行政報告では資金はまだ入っていないということであります。資金の一部の繰り返しのような話だけで終始しておりますが、こんなことでは事業は展開できないのではないですか。残りの資金については余り話題になっておりませんが、どのようになっているのか現況を教えてください。

以上であります。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 高橋忠夫議員からは、木質バイオマス発電事業に関連いたしまして9月の議会、また12月の議会、3月の議会でもご質問をいただいております。このように、このことにつきまして関心を持っていただいておりますことを、まことにありがたく感謝いたしております。

ご質問への答弁につきましては、その都度その時点で最新の情報を、状況に基づいて誠意を持って詳細に説明しているつもりではあります。このたびも3点についてご質問をいただいておりますので、順次お答えを申し上げます。

まず第1点であります、事業の実施の見通しについて。私村長とパワープラント関川の永井社長との見解に相違があるが、どちらが本当なのか証明せよとのことあります。この事業に関しましては、永井社長とは直接、あるいは間接に随時情報を交換しておりまして、ご説明の内容に相違がないよう留意しているつもりではあります。この事業は、村が資金を持たずに取り組もうとしているものでありまして、事業の開始時期などスケジュール面においても、相手方の事情によりまして見通しにずれが生じてきておりますことは事実であります。そのようなために、その時々で私が使った言葉など、表現の仕方などが異なることがあります。誤解を生むことがあった可能性もありますので、ご理解をお願いいたしたいと思っております。

第2点目であります。住民の説明会についてのご質問をいただいております。現在の状況は、アメリカ国内で確保される資金の到着を待っているところであります。資金は既に確定したとの連絡を受けておりますが、5月17日の行政報告で申し上げましたように、その送金作業に予想以上に時

間を要しているとの報告をいただいております。資金が確保できないと、事業の詳細設計に取りかかることができません。また、設備の内容や事業費などが決定しないほか、事業スケジュールをお示しすることも現在ではできません。したがって、場合によっては今申し上げましたことが大きく変わる可能性も、まだ残っております。実際、村民説明会を開催した昨年5月ころと現在では、状況が大きく変わってきております。いわゆる曖昧な状態のまま村民の皆さんに直接ご説明することは、できないと考えております。これらがはっきりいたしましたら、説明する機会を設けたいと考えているところであります。

しかしながら、今までもこの事業に取り組んだ当初から、議会議員の皆様方にはその時々々の情報を随時お知らせしてきております。今後とも、そのような考えで対処することによりはありませ

ん。

次に、3点目であります。資金調達の進捗状況に関するご質問であります。この事業に要します資金につきましては、エンジンを製作することになるメーカーがその全部を準備して株式会社パワープラント関川、ここへ送金することに合意しておりまして、またその1割程度の金額を前渡し金として早い時期に支払うとの合意も得てきているところであります。しかしながら、きょう現在残念ながらまだ前渡し金を受け取ったという報告は受けておりません。その理由といたしましては、前渡し金を含む事業費が大変大きな金額でありますこと、またこの事業以外のプロジェクトも同時に進行しようとしているために、総事業費が莫大なものになっていることにあります。そのために、その確保には極めて慎重を期す必要があったこと、また送金に関しましては、それがアメリカの国内で違法なものではないかどうかというようなアメリカの政府によるチェックを受けることなども、事務作業に多大な労力と時間を要している原因の1つであるという報告を受けております。

これらを踏まえまして、村といたしましては迅速にかつ確実な送金作業を進めるよう、関係者に対しましてお願いをしているところであります。皆様のご理解が得られますように一層努めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（近 良平君） 高橋さん。

○6番（高橋忠夫君） ありがとうございます。

それでは、1点目についての関連質問をお聞きしたいんですけども、今村長からいろいろ話がありましたんですけども、6月になりましたので今年度ということになりますが、試験ということでもあります。何の試験を実施するかについては、村長さんに聞いてもわからないと思いますが、私は全てとは言いませんがある程度は把握をしているつもりでございます。発電所関係でそういうことがありましたので。

それで実証試験をするにしても、発電をするには負荷が必要であります。なければ発電はできないのです。そんな大きい負荷設備はないはずであります。送電線に接続しない限り、不可能ででき

ないのであります。その送電線は見えてきておりませんが、東北電力との接続協議は進展しているのか。補正でも、最後の詰め申請関連ということで委託費を盛り込んでおり、当然契約は済んでいると思いますが、改めて伺います。

○議長（近 良平君） 東北電力との接続協議について、村長。

○村長（平田大六君） 受電の東北電力との状況は、以前も申しあげましたようにパワープラント関川、そのまた間に入りまして森林再生可能エネルギー推進協会、この機関を通じまして電力会社に交渉を申請したりして、今手続をしているところであります。新しい規模での受電、そのようなことも進めておるところでありますし、県内にどの線があいているか、その辺のところもチェックを進めているところでもあります。

以上です。

○議長（近 良平君） 高橋さん。

○6番（高橋忠夫君） 1点目についての再々質問でございますけれども、いまだにまだ契約が終わっていないということになると、永井社長が言われる試験ですね、もう試験を今年度でやらなければ、再来年度の発電には間に合わないんじゃないでしょうか。どうして接続契約ができないのか、もう一度伺っていいでしょうか。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） その辺の読みは、先ほど私がお答え申しあげましたようにこの資金が送られて来る、その時点を中心として今後のスケジュールは組んでいかなければならないと考えておりますので、今議員からご質問いただきましたように、現在の時点で今いつからそれにかかれるかというのは、まだわからないのが現状であります。。

○議長（近 良平君） 高橋さん。

○6番（高橋忠夫君） 次に、3点目関連の再質問をしたいと思います。

貸付金の入金はないようではありますが、17日の議会臨時会では「議員の出納期限までに入金がなかったら、どうするのか」の質問に対し、「入金を待つしかない状況で、関係者と最大限努力する」との答弁でありましたが、期限までに入金がなかったということでもあります。12月には補正予算まで組んでの対応であったはずではありますが、どのような理由で入金がなかったのか説明をお願いいたします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） ただいま、どのような理由で村への入金がなかったかということでもありますけれども、先ほどのご質問でお答え申しあげましたようにパワープラントに対してアメリカからまだ資金が送られてきていない、それが理由でありまして、先月の末までには入金ができなかったということでもあります。



○議長（近 良平君） 高橋さん。

○6番（高橋忠夫君） それでは、3点目の再々質問をさせていただきます。

6月3日付の新潟日報に「関川木質バイオマス発電事業、村貸付金期限に戻らず」と大きく報道されております。その中で、出納期限に間に合わなかったことについて、村長は「返金のおくれは残念だ。早期の返金を求めて引き続き努力していく」とあります。また、新潟大学法学部の今本啓介准教授によると、「返済のおくれがこのまま続いた場合、住民訴訟や監査請求の対象となる可能性がある」ということが掲載されております。返金についても二転三転しており、関川村は笑い物になるんじゃないでしょうか。恥ずかしいとは思いませんか。議員も何をやっているのか問われることになり、現に支持者から叱咤をされております。

それで、今後のスケジュールについてであります。はっきりとした目処はついているのかお伺いします。あわせて、そこまでしてもこの事情・実績にこだわるのであれば、村長の在任期間で完成させるのが道理であり、責務でもあると思います。私は、その期間内での実現は不可能だと思っております。このような発電計画は撤回すべきと考えますが、改めてお伺いします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） ただいま高橋議員から、「この事業の計画を撤回せよ」というようなご意見でありますけれども、現時点ではそのようなことは私自身考えておりません。また、先ほどお話しいただきました県内の新聞の状況も、私承っております。そのようなことで、今後どのように対処していくべきかということも早急に考えなければならない、そのことも認識をいたしているところであります。

以上でございます。

○議長（近 良平君） 高橋さん。

○6番（高橋忠夫君） 私の質問は以上であります。どうもありがとうございました。

○議長（近 良平君） 次に、3番小澤 仁さん。

○3番（小澤 仁君） 3番小澤です。よろしくお願いたします。

介護保険制度改正に伴う対応についてお伺いをいたします。

平成27年4月より介護保険制度が改正され、2年間の移行期間を経て平成29年、来年4月には完全に改正されます。村では第6期介護保険計画が立てられ、「地域の実情に応じた介護給付等対象サービスを提供する体制の確保、及び地域支援事業の実施が計画的に図られるようにすることを目的とする」との趣旨となっております。そこについて、2点ほどのお伺いをさせていただきます。

まずこの介護保険事業計画の、平成27年の4月から現在までの進捗と来年4月までの課題等をおきかせください。

2点目、今回この介護保険事業について私なりにいろいろ調査をし、関係各位のところにお話を

伺いに回ったんですが、非常に難しい内容でありました。話を聞いていけば聞いていくほど、理解がしにくいと私自身が感じます。このことについて、村民へどのように今回周知をされ、また説明をされていくのかをお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） ただいまの小澤 仁議員のご質問にお答えをいたします。

今議員がご指摘のように、大変難しい内容であります。この介護保険制度の改正に対する村の対応について、ご説明をいたします。

まず第1点であります。現在までの状況と、来年4月からの課題について説明を申し上げます。介護保険制度は、この制度改正によりさらに大変複雑で細かい制度となっております。今まで介護予防事業として、要支援・要介護状態となる前の段階から介護予防サービスを行うことで、生活機能低下を可能な限りおくらせる、防止をする事業を行ってまいりました。また介護予防事業では、全ての高齢者を対象に一次予防事業、生活機能の低下が認められる高齢者に対しましては二次予防事業という分け方をして実施してきております。

二次予防事業では、むつみ荘ファンルーム・垂水の里運動教室・地域ファンルーム、これらが事業を実施してきておりますが、それが来年度からは制度改正によりまして介護予防日常生活支援総合事業で行うこととなります。国といたしましては、要支援1・2のこの方が利用していた訪問看護・福祉用具貸与・訪問リハビリテーションなどは今までどおりの介護給付として認めますが、訪問介護のみとか通所介護のみ、この利用者には介護予防日常生活支援総合事業で対応することに今後なります。この事業は介護給付ではありませんので、介護認定の必要はなくなります。しかし、通所介護や訪問介護のほかにはほかのサービスを利用している場合は、介護認定が必要ということになります。要支援認定を受けている方は、平成29年4月以降は認定期間終了時に相談していく予定ですが、総合事業といたしまして実施するため、利用料金などにつきましてはサービスする事業所と村の協議が必要になります。それが、今後の課題の1つであります。また、個々の利用者の様態は全部違いますので、円滑に移行できるよう関係者のご意見をお聞きして進めてまいりたい、このように考えております。

次に、第2点目であります。この難しい改正内容をどのように村民の皆様方に理解していただくかというご質問でございます。この制度の切りかえにつきましては、要支援認定を受けている方々については平成29年4月以降の介護認定期間終了時に直接相談させていただきまして、最も適した介護サービスや介護予防事業を利用していただくこととなります。また、一般の村民の皆さんへの周知は、基本的には村の広報紙に掲載してお知らせしていく予定であります。あわせて、介護認定にならないように、今までの予防事業をさらに参加人数をふやしながら努めるほかに、集落で開催される地域の茶の間や地域ファンルーム、これらを利用して周知をしていきたいと考えており

ます。また、さらに直接地域包括支援センターにご相談に来られる方には、制度を含め今後の支援などにつきまして説明をさせていただきたいと考えております。また、村のホームページにも関川村介護保険サービスガイドを掲載しながら、ご理解をいただければと思っております。

いずれにしても、議員ご指摘のように難しい改正内容でありますので、私どももこのことにつきまして1回ではなくて、いろいろとその都度説明申し上げなければならないと考えております。

○議長（近 良平君） 小澤さん。

○3番（小澤 仁君） ありがとうございます。

非常に広い範囲な上に、煩雑な中身の中で難しいことだとは思いますが、まず村長答弁いただきました要支援1・2で今介護事業サービスを受けられている方々が、一番改正に当たっての切りかえになって非常に懸念される場所であると思わすけれども、平成29年4月切りかえ後に相談料をお答えいただいたんですが、例えばきょうこの日に全員にとこのって難しいと思わすよね。どうしても時間軸がずれていったりだとか、4月に相談したいという方が5月・6月にずれ込んだりする可能性っていうのが十分考えていかなければならないと思わすけれども、今現在でそういった具体的な取り組み方をお聞かせいただきたいというのと。

あと、平成27年4月に決まった話なんですね、これ実はね。2年間の猶予期間ということで、もう1年半経過しているというところで、それまでの動き方等をお聞かせいただければという中、数年前に関川村がメディアに取り上げられて「介護保険料日本一」という評価をされたときがあったと思わすですよ。実際には、そこで「関川村が一番介護保険料が高くて、関川村で生活するのはよそで暮らすよりも大変なんだ」というイメージを私も受けましたし、受けた方がたくさんいたんですけれども、実はそうじゃなくて介護事業が充実していた分と、あとその前の期からの計算でその前が全然関川村が安かったという事実が私なりに調査してわかった問題なんですから。じゃあ、実際に調べていない人、メディアの声しか聞いていない人はどうかといたら、「関川村ってこういうところなんだよね」というイメージをいまだに強く持たれていると思わすよね。

そんな中で実は私この改正、平成29年4月の改正ってこの村にとってすごいチャンスじゃないかなと思わすですよ、村長。関川村でこれをすごく大変なことだとは思わすけれども、新しいといますか画期的なもので取り組んでやっていくことによってその評価が上がったときに、遠く長期で見たときに関川村に来たいという人たちがふえていくくらいのきっかけになり得ることだというふうに私考えて、これ今回取り上げさせていただいたんですね。そういった面も含めて、今一度平成29年4月での移行のタイミングでの相談の内容だとか、じゃあ実際に要支援今まで受けていたサービスの方が今後どういうふうに変っていくのかあたりを、今わかる範囲で結構ですのでもう一度お答えいただいてよろしいですか。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 詳細は担当の課長に説明させますけれども、今小澤議員のおっしゃることは私も強く感じております。まずどうやってわかりやすく説明するか、全般的に説明してもなかなか当事者でないとわかりにくい。それから介護保険料日本一などの状況も、私も何回かマスコミの皆さん方にも取り上げられてイメージとしてはよくなかった、そういうこともありましてその後各地域に回って担当の者が説明申し上げました経緯もあります。そういうふうなことで、そういう説明のノウハウは私どもも蓄積していると思います。担当課長に詳細の事情を、今説明させます。

○3番（小澤 仁君） 住民福祉課長、費用のほうどうなってくるのかもちょっと教えてもらおうかな。

○議長（近 良平君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中東正子君） それでは、私のほうから説明させていただきます。

ちょっと最初のほうのご質問の内容でしたけれども、平成29年の4月から一気に説明するのは難しいのではないかというふうなお話に承ったんですが、要支援の認定を受けている方、4月以降に一人一人認定期間というのがございます。その認定期間が一斉に同じではございませんので、その認定期間が終了時にはその方と一人一人面談して相談する。地域包括支援センター・担当ケアマネージャー等々、それは全員関係者をご相談させていただくという取り組みになります。

それと、今実際平成28年4月現在で要支援の方というのは、要支援1が12名ですね。要支援2が31名いらっしゃるんですけども、デイサービスのみの方が11名、ヘルパーのみの方が8名、合わせまして、これは毎日流動しておりますけれども19名の方が、まずこれからじゃあどういうふうに切りかえるというか、事業のほうに行きますよという形になると思うんですけども、総合事業の中には今までの給付でない事業になりますので、大体今までより8掛けくらいの単価でやらなきゃいけないかなと思っております。

国のほうの説明とすれば、「ボランティアを使ってくださいね」「地域の皆さん、たくさんボランティアを使って、お金かけないでやってくださいね」というのが国の方針です、基本的には。ですが、うちの自治体でボランティアそんなにたくさんいませんし、よその市の皆さんよりも大変不利な状況です。そんな中でやっていかなければならないんですけども、先ほども説明申し上げましたとおり8掛けくらいの単価でというのは、ちょっとまだそれは事業所と今私が話した、私のちょっと構想でございますので、そのような形でこれからふれあいの家、ゆうあい、事業所さんと交渉して話し合いをする。ただ、事業所さんも人件費がかかっていますので、すごい安い単価で「じゃあ、受けますよ」ということはちょっと難しいかなと思っています。

あとは、やっぱり例えば要支援の方で軽い方で、1週間に1回デイサービスを使っている方が、今度むつみ荘のファンルームで1週間に1回の介護予防事業をしております。そこに、1週間に1回だったら、その人たちと一緒に介護予防事業できるんじゃないかという構想も持っております。

そんな形で今多様なサービス、細かく言いますといろいろサービスがありますけれども、私どものほうではいろいろな構想を持っております。

以上です。

○議長（近 良平君） どうぞ、小澤さん。

○3番（小澤 仁君） 具体的かつ丁寧にご説明いただいて、ありがとうございます。

一例としてむつみ荘の利用というようなお話いただいたんですけども、実際むつみ荘で行っているファンルーム、ほぼ毎日なされているかなと思うんですが、ただむつみ荘に実際入ってみますと非常に段差があったりですとか、一番正面の広間のところにまた一段上がって畳の上でという感じで、スペース的にはそこが一番広くとられていたりですとか、なかなかそういったこれから予防事業で使う施設としては、余り向いていないんじゃないかなというふうにも思ってしまうんですね。じゃあ、あとどこ使えるといたら、一番先に使いやすいのってむつみ荘だなと思うんですけども。

例えば、これからどうなっていくかわからないものに対して、予測で今課長も一生懸命お考えいただいていると思うんですけども、やっぱりもうちょっと長期的に考えて、今じゃあ平成29年4月の問題、その次になって今度平成31年の問題というふうにやっていったときに、その場その場で本当に精力的に一生懸命考えられて、その最善の策をとられる形でやっていかれるとは思うんですけども、どうしても一歩引いて見ると場当たりの発想にならざるを得ないという感がありますので。村長、ここでやっぱりこの関川村のこれからの人口の層別分布を見たときにも、どうしても高齢者がふえていくというのはもう明らかになっていくわけですから、余り時間もないところではありますけれども抜本的に村としてこの介護、もしくは高齢問題をどういうふうに考えるかというのをやり始める機会じゃないかなと私は考えますので、その辺のところもお願いして質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 将来的な視点で、ご指摘ありがとうございます。そのようなご意見にも対して、このことに当たってまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（近 良平君） 次に、5番鈴木万寿夫さん。

○5番（鈴木万寿夫君） 5番、鈴木万寿夫です。

村が進めているバイオマス事業は、成功すれば大変すばらしいことなんですけど、必ず成功するとは限りません。村民の多くは、失敗した場合そのリスクが村民の負担になるのではないかと不安を感じています。稼動に至るには、多くの問題点を抱えていることは、今までの取り組み・経過からも事実であります。

そこで、次の3点を質問させていただきます。第1点は、なぜ新型エンジンの実験とも思われる実用化試験を関川村でやらなければならないのでしょうか。アメリカで実用化試験を完了し、実証されたものを村に持ち込んで据えつけるのが本来の姿ではないのでしょうか。

2点目、エンジンの性能についてはアメリカの会社が保証することですが、まだ実存していない未知のエンジンで数値データのないものに対して、安易に信用すること自体、余りにも軽率ではないのでしょうか。

3点目、住民説明会ですが、昨年5月1回目の住民説明会以降、一度も開催されていません。その間に、事業の内容も大幅に変わっています。関川村むらづくり基本条例には、村は村政に関して村民に説明責任を果たすため、積極的に情報公開を行うものとするがあります。今必要なのは、村と村民との情報共有です。昨年の住民説明会のときに約束した2回目の住民説明会を早急に開催すべきと考えますが、その時期を明確に示していただけないのでしょうか。

以上です。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） ただいまいただきました鈴木万寿夫議員の木質バイオマス発電事業についてお答えをいたします。先ほどの高橋忠夫議員のご質問にも申し上げましたが、この事業につきまして鈴木議員が深く関心を持っておられますことに、敬意を表しているところであります。

ご質問は、エンジンに関する内容と思いますので、あわせてお答えをいたします。

まずエンジンのことですが、3月定例会でも申し上げましたとおりに、エンジンメーカーといたしましては今後日本国内あるいは世界的に、新たな技術を普及拡大していきたいという思いがあると伺っております。したがって、関川村での取り組みがその初めての案件となることからしますと、試験的な意味合いも含んでいると言えるかと思われまます。

2点目のご質問であります。できるなら既に設備しております実績をもって、この設備にも導入していただきたいという気持ちはありますが、パワープラント関川の永井社長が渡米されまして、エンジンメーカーの責任者と会いまして実験機のデータを見せてもらっております。またそのほかに、その性能の保証に関する議論の結果、責任ある回答を得たことは大きな意味を持っておりまして、このエンジンメーカーの責任で事業資金を準備するという事実もまた、大きな保証を得たものと考えております。

この設備の能力といたしましては、現実的に収集可能な量の木材、これは材料・燃料であります。この燃料として発電事業を行うために絶対に必要なものであります。世界初めての試みであることは間違いありませんが、国内外の関係者が大きな自信と責任を持ちまして、村の負担なしでこれに取り組むということをお約束されております。したがって、村はその意義を理解して支援を行っていきたくて考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、3点目のご質問であります、このことにつきましては先ほど高橋忠夫議員からも同じご質問をいただいております。現在の段階では、事業に関する明確な説明、また質問への回答をする、それ以前の状態にあると思っております。今の時点で村民説明会の時期をはっきりお示しすることはできませんが、議会の皆様方に対しまして随時進捗状況を報告しながらタイミングを図りまして説明する機会を設けたい、このように考えておりますので、ご理解賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（近 良平君） 鈴木さん。

○5番（鈴木万寿夫君） それでは、1点目についての再質問、お願いします。

村での実験的要素もあるというようなことなんですけれども、このような試作品のようなものはトラブルが頻発に発生するものです。エンジンの製造会社の所在がアメリカで、それで実験場が関川村となると、非常にその問題解決に無駄な時間を要して、非常に不合理であると思います。そして、もしこの関川村での実験結果が所望の能力が満たされないということが判明したような場合には、それにかわるようなエンジンはもう存在しないわけですから、この事業は頓挫することになります。そうなった場合、その後の後始末が大変なことになると思います。そんな高効率のエンジンがあるのであれば、他の事業者も関心を示すはずであります、「関川村さん、やって見せてください」といった反応であります。専門家も、「あり得ないエンジンだ」と言っています。村のリスクを回避するためにも、アメリカで実証試験をして性能確認してから事業を進めるのが、リスク回避のためにはどうしても必要なことではないかと思いますが、村長の考えをお願いします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） ただいま鈴木議員のおっしゃるお気持ちは、私も理解できます。この試験というのは、いろいろな段階での試験があろうかと思えます。学術的な試験、あるいは小試験とか、あるいは工場規模の試験とか、私もかつて機械ではありませんけれども、そういうものづくりの段階で担当した経験もございます。いろいろな基礎試験とかあるわけですが、今回の関川村で開業するというものは、ある意味での基礎試験、そういうようなものは全て終わっての関川村への進出でないかと私は考えております。実際木を燃やして、その熱で蒸気を沸かしてエンジンを動かす、そういう原理であります、そういうものを実際大きなもので日本の国内に使うのは初めてであります。これは、私どもも認識しております。そういう意味合いでは、非常に前向きな意味で試験的なものであろうと考えておりますけれども、それが失敗とかあるいは成功するとか、そんな大きなリスクの試験、そういうものは向こうのほうで既に経てきていると私は考えているところでありますので、これをお迎えしようという考えになっているところであります。

○議長（近 良平君） 鈴木さん。

○5番（鈴木万寿夫君） 1問目について再々質問になりますけれども、ある程度の実証試験が済んでいると今村長さん言われましたけれども、この間の話ではまだ小さい実験機があるだけで、試作

機すらまだ動いているのを見たことないというような状況です。そこで現段階でこの計画、設計資料がないということであると、電力会社への接続申請すらできないのではないかと。接続承諾が得られないことには、事業が進まないということになります。今のやり方は、手順がちょっと間違っているのではないかと。余りにも危険で、無謀ではないかというような思いが非常にするんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（近 良平君） 村長、どうぞ。

○村長（平田大六君） ただいまのその機械のテストのことですけれども、それと似たようなエンジンは私どもの村にそういう新しい形で持ってこようというような話を承ったときに、アメリカの潜水艦に同じような、似たようなエンジンが搭載されている、それで民間のほうにその技術が公開され始めたことと承っております。または、以前の機会にも申し上げましたように、日本でも外国に納入する潜水艦のエンジンに、それと似たようなものが搭載されているというような新聞の記事も、本年私は拝見したことがございます。その潜水艦は、外国の営業段階で日本の機械は採用にならなかったと、その後の新聞にも出ておりましたけれども。そういう日本で作る潜水艦のエンジン、たしかあの記事ではエンジンを6基搭載しておりました、そのうちの4基は普通のディーゼルエンジン、海上の母艦で走るのはディーゼルエンジン、それから水中で走るのは2つのスターリングエンジンを使って航行すると、そういうような記事でありましたので、全てが架空の機械ではないと私は考えております。

○議長（近 良平君） 鈴木さん。

○5番（鈴木万寿夫君） では、第2点目についてちょっと再質問をお願いします。

エンジンの性能については、アメリカのエンジン会社が保証するということですが、何をどういった形で保証すると言っているのか。その辺を教えてくださいたいと思います。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） このことにつきましては、詳細はパワープラント関川の永井社長にお聞きしなければわかりませんが、保証するというのはその機械が作動することと、それについての材料、つまり材木であります。それと出力との性能だと私は思っております。

○議長（近 良平君） 鈴木さん。

○5番（鈴木万寿夫君） 2点目の再々質問になりますけれども、車で例えれば燃費ですよね。各社しのぎを削って燃費の向上に努めているわけです。車で例えたら、「リッター25キロメートル走る現在車があります」と。それが、「新しくリッター75キロメートル走る車ができます。性能は保証します。納期はまだ実験段階なのでちょっと不明ですが、今契約をしませんか」何か、そういうあれに非常に似ているような気がするんですけれども、その辺がちょっと非常に疑問の点なんです、村長さんのお考えを。



○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） ただいまの性能の考え方は、今鈴木議員がご指摘のように自動車であれば燃費になります。材木トン当たりの電力の出力であります。それは、今までの国内である木質バイオマス発電の燃費の倍近い性能である。そういうようなことで、先ほどのご質問でもお答えいたしましたように私どもの調達可能な木の材料で十分に6メガの電力が出るというのも、今おっしゃるように燃費の考え方から目算しているところであります。それは通常の燃費からすれば、確かに鈴木議員がご指摘のとおりであります。その辺は、一説ではこのエンジンが「夢のエンジン」とか言われているゆえんでないかなと考えておりますけれども、現在の段階では私どもはエンジン会社のその話を、あるいはそれを見てきた永井社長の話を今は手がかりの1つにしているところでありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（近 良平君） 鈴木さん。

○5番（鈴木万寿夫君） それでは、3点目について再質問をお願いします。

今村民は、村長の単なる願望を事実のように信じさせられているだけです。村民に現状を公開し、村民の考えを聞き、裏付けとなる計画を示して村民の不安や疑念を張らしてもらいたいと思えますが、その辺説明会等きちんとした公開はできないものでしょうか。

○議長（近 良平君） 村長、どうぞ。

○村長（平田大六君） ただいま議員がご指摘のように、村民の皆さんの中にも今議員がおっしゃるような疑問を大きく抱いている村民の方もおられることは、私も存じ上げております。その方にも、できるだけはっきりした事情をご説明申し上げなければと考えておりまして、その時点について策ほどのご質問でもお答えいたしました。ある時点で村民の皆様方にご説明申し上げましてご理解をいただく、そういう機会をつくらせていただきますので、お願いをいたします。

○議長（近 良平君） 鈴木さん。

○5番（鈴木万寿夫君） 再々質問になるんですが、早い時期にこれをやらないと、もう事業が始まってしまうのか始まらないのかわかりませんが、どういう計画になっているのか村民にわかりやすく全員に周知するような形でお願いしたいと思えますが、よろしくお願いします。

もうこれで、私の質問を終わります。

○議長（近 良平君） 村長、どうぞ。

○村長（平田大六君） そのことにつきましては、鈴木議員もいろいろと村民からご質問などされて、ご努力をされていることと思えますので、それに対してご説明する機会をつくる、そういうことに今どの時期と、何月何日というふうなことは今申し上げられませんが、今のお話も十分に承って対処したいと思っております。

○議長（近 良平君） 休憩します。11時20分まで休憩します。

午前11時09分 休憩

---

午前11時20分 再開

○議長（近 良平君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に2番、伊藤敏哉さん。

○2番（伊藤敏哉君） 2番、伊藤敏哉でございます。木質バイオマス発電事業の推進体制につきましてお伺いいたします。

米国企業の資金拠出を受けて、株式会社パワープラント関川が事業主体となって準備を進めている木質バイオマス発電事業の推進体制についてお伺いいたします。

この事業は、村の森林資源の有効活用による林業の振興と新たな雇用の創出という目的達成に向けて、村が主体となって事業の実現に向けて取り組んできました。発電システムの変更や資金調達方法の変更、村のリスク軽減のための事業主体の変更など、事業の骨格の部分の変更がありましたが、米国企業の資金提供を受けることも決まり、今や事業着手に向けて一部送金を待っているという状況にあります。村議会議員、そして一村民としても、一刻も早い事業資金の送金の実現を願っているものであります。

私は、昨年の村議会議員就任以来村議会9月定例会、12月定例会、本年の3月定例会における同僚議員である高橋忠夫議員、鈴木万寿夫議員のバイオマス発電事業に関する一般質問と、理事者側答弁の内容やバイオマス発電事業に関する行政報告会での説明、質疑応答を行ってきた中で、2つの疑問を抱くようになりました。今回は、その2つの疑問につきまして、村長にお伺いいたします。

1つ目の疑問は、「村のリスク」に関してであります。「リスク」とは、「ある行動に伴って（あるいは行動しないことによって）、危険に遭う可能性や損をする可能性を意味する概念」とされており、当事業では、村のリスクを減らすために村が事業主体とならず、株式会社パワープラント関川が事業主体となり、そこに村が出資する形で事業を推進するもので、出資の割合も徐々に下げていき、万が一事業あるいは事業主体であるパワープラント関川の経営がたちいなくなっても、村は出資金相当分の損失しか受けることがないので、村のリスクは最小限で食いとめることができるというのが、理事者側の今までの説明でありました。その考え方は、果たして現実的と言えるのかということでもあります。

確かに、会社法では株主の出資額に応じた有限責任が定められておりますが、自治体が出資者の場合は出資金自体が個人の財産ではなく村の財産であるので、出資額を損失した村の責任が住民から厳しく問われますし、何よりも村の信用が失墜する事態は免れないということでもあります。村は事業主体ではないので、形式上表立って米国企業との折衝などはできず、パワープラント関川に委ねざるを得ないのが現状であり、結果として事業資金の送金のおくれにつながっているのではない

でしょうか。米国企業からの入金のおくれは、一部マスコミにも取り上げられており、万が一事業が頓挫する事態となった場合はパワープラント関川の失敗ではなく、自治体関川村の失敗と評価されることは避けられないと思います。村のリスクについて、改めて村長のお考えをお伺いします。

2つ目の疑問は、米国企業と村側、株式会社パワープラント関川と関川村の信頼関係の構築と維持についてであります。木質バイオマス発電事業の予算規模は40億円と言われております。このような大規模な事業であれば、国内資金例えば国県補助金、出資金、自己負担金など、これらで国内企業が製作施工する場合でも村側との信頼関係の構築というものは不可欠でありますし、契約書など書面の整備も最大限慎重さを期さなければ、実現は困難であると思います。米国企業の資本とシステムをもって、我が関川村において当事業を推進するためには、両国間の制度上の障壁も多く、国内資本・国内企業と進める場合以上にお互いの信頼関係を高める必要があると思いますし、プラント完成後も数十年のスパンで安定して事業を継続する体制を構築する必要があり、信頼関係なくしては事業の継続は困難であると思います。残念ながら、現段階では私も含めて村民の多くは、米国企業側と信頼関係が構築できているとは認めがたいと思います。現段階で、村長初め村幹部は米国企業側とどの程度信頼関係が築けているのか。また、今後信頼関係をどう高め、そのことをどう村民に周知していくのか、村長のお考えをお伺いします。

当事業を、現在の体制のまま積極的に進めることを願っている村民、現体制での推進を白紙撤回して、新たな体制での推進を願っている村民、木質バイオマス発電事業をやめ、他部門の事業の充実を望む村民と、現段階では村民の考えは多様であります。ぜひとも、村民の考えが一定の方向に集約できるような、村民の判断材料となる率直なご答弁をお願いいたします。よろしく願います。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） ただいまいただきました伊藤敏哉議員のご質問にお答えをいたします。この事業に取り組む意義をご理解いただいております、大変ありがとうございます。

1点目のご質問であります、村長は「村のリスク」についてどう考えているかというご質問であります。これまで申し述べてまいりましたように、周辺の条件整備など側面的な支援にかかる費用を除きまして、この事業に対して村が直接的に負担する金額はパワープラント関川への主資金595万円のみとなりまして、万一の場合この出資金が法令上村が損失する限度額となります。あわせて、これ以上の経費を村が負担することはない旨、今後の契約などにおいて明文化してまいりたいと考えております。今申し上げましたのは、本事業における金銭的な負担についてのことでありますが、村として事業を推進し、支援している以上は、伊藤議員がおっしゃるような万一の場合は村自体の信用が問われる点は十分に認識をいたしております、ご指摘のとおりであります。

また、出資金につきましても決して少額ではなく、皆様の税金から捻出された大切なお金であり

まして、損失するような事態は当然避けなければならないと考えております。村といたしましては、そのような事態となることがないように、パワープラント関川村の増資の際には金額、出資割合を減らしていこうと考えており、本事業が円滑に進められ、村民を初めといたしまして地域の皆様に、あるいは関係の方々のご期待にお応えして村に新たな活力がもたらされるように事業の実現、これに努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、2点目のご質問でございます。この事業につきましては、設備の構築に重要な役割を担いますH S S E社、つまりハイパーバリック・スチーム・スターリング・エンジン、この会社の代表でありますラリー＝クナウアー、この人が平成26年6月に初めて日本に参りまして、それ以後これまでの検討の中で6回ほど日本に参っております。昨年5月13日に、村民説明会に同席されました。その直前には、村の議会の皆さんへも直接にご説明いたしておりまして、また日本側からもパワープラント株式会社の永井社長ら国内の関係者が、平成26年以降合計4回アメリカに渡って協議を行っております。いずれの機会におきましても、日本側・アメリカ側の関係者とともにこの事業を必ず実現させるという強い意思のもとで、協議を進めてまいりました。その結果といたしまして、エンジンメーカーによりまして資金調達について合意を得ることができました。また、エンジンの性能を保証する意味で、能力不足などエンジンに起因した万一の場合の損失もメーカーみずからが負担するという、私どもにとりましては大変よい条件となっております。

これらの事実から、アメリカ側の関係者との強固な信頼関係が築かれておりまして、現在作業を進めております前渡金の到着によりまして、そのことがさらに明らかになると私は考えております。本日現在では、残念ながらまだ入金を確認されておりません。関係機関のチェックなど、外的要因による時間がかかっているものと拝察しておりますが、作業はその線に沿って進んでいるとの報告を受けております。近々その前渡金が入金された後には、そのメーカーが日本に来る予定であるとも聞いております。これらの資金調達に関する一連の作業に関しましては、これまでどおりその進捗状況を議員の皆様方に随時報告いたしまして、時期を見て先ほどお話ししましたように村民の皆様を対象にして説明会を開いていきたい、このように考えております。

皆様方からさまざまなご意見をいただいておりますが、村の負担やリスクを最小限に抑えた中で、地域の経済と産業の活性化に大きく寄与するこの事業の実現を目指しております。そのための資金調達という1つ目のステップを、間もなくできるという段階に来ているところであります。事業の取り組みの意義、現在の状況などをご理解くださいまして、ご支援をいただきますようお願いを申し上げます。

以上であります。

○議長（近 良平君） 伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） ご答弁いただき、ありがとうございました。先ほど村長のご答弁の中で、今後

の契約の中で時期的なものの明文化というようなお話もございましたし、また今ほどは信頼関係の部分で「必ず成功させる」という米国側・日本側の関係者の思いのもと、協議をなされているということでお聞きしました。

それで、関連の質問をさせていただきたいと思います。当木質バイオマス発電事業のスケジュールのおくれを、どの程度まで許容されるお考えかお伺いいたします。村議会3月定例会の同僚議員の一般質問に対しまして、村の資金によらず外部の資金で事業を実施するために、「資金提供者の都合に合わせざるを得ないのが現状である」というご説明、ご答弁をいただきました。当初、1月半ばまでに入金されるはずだった事業資金が、現在5カ月おくられている現状でございます。事業資金が入金されなければ、当然建設事業の完了もおくられていくことになるわけでございます。資金提供者の都合に合わせざるを得ないと村の立場もある時点で、先ほど村長「追って契約等で時期を明文化したい」とお話がありましたが、やはりある時点で区切りが必要であると思います。

先ほど「村のリスク」についてお伺いしましたが、「リスク」の定義からすれば我々村議会議員初め多くの村民が、既に当事業に対する不安や疑念などを感じ、精神的な不利益をこうむっているわけでございます。既にある意味では「リスク」が現実のものとなっているということもご認識をいただきたいと思います。一般的には、このような一方の当事者の都合でもう一方の当事者に事業のおくれに伴う不利益を生じさせないために契約を締結するわけでありますけれども、パワープラント社と米国企業との間の契約書や覚書がまだ存在しないのが疑問であり、残念に思っているところでございます。今後、このような遅れを防ぐためにも、工事期間を明確に定めた書類の締結をすべきと考えます。現段階で建設事業完了、発電事業の開始の時期をどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

先ほど同僚議員の質問にも関連の部分がございましたが、2017年平成29年12月には平田村長の任期が満了となりますが、そのことも踏まえて発電事業の開始時期を遅くてもいつ時点にすべきと、現在のお心づもりといたしますか、村長のお考えをこの機会にお伺いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） まず再質問の第1点であります。 「リスク」の考え方は今議員ご指摘のように金だけではない、あるいは村民に与える精神的なものであり、あるいはこれを進めている村としての信用にもかかわる、必ずしも金だけではないというご指摘でありまして、そのことにつきましては私も同感であります。ご指摘をはっきりいただきまして、ありがとうございます。

また時期につきまして、今いつごろまでという目途であるかと言え、先ほども申し上げましたように資金が参る、その参ってからすぐにそこから日程をスタートさせなければならない、そのように考えておりますので、先ほどもお話ししましたように何月何日とか何月とかというようなこと

を、今お約束できないのが私自身も残念に考えております。

それから、3点目の私の任期との兼ね合いでありますけれども、確かに任期は私ご指摘のとおり  
の任期をいただいております。しかし、これは私個人の進めているというような事業でございます  
ので、どのような代表になろうともこの事業は皆様方のご協力で進めていかなければならない、  
そのように考えておりました、任期との連動とかそういう意味合いを持って取り組んでいるという  
ものではございません。そのためには、やはり今伊藤敏哉議員がおっしゃいますように、私どもの  
村長の考えを住民の皆様方にもご理解できるような、説明努力をしていかなければならないと感じ  
ているところであります。

以上です。

○議長（近 良平君） 伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） ありがとうございます。大変お答えづらい質問にもお答えいただきまして、  
また任期等の関係のこともご説明いただき、ありがとうございます。

それで、先ほどのご答弁の中で今まで米国側と日本側で十分協議をされて、意思確認されている  
ということをお聞きしました。それに関連いたしまして、もう1点ほど質問をさせていただきます。当  
事業を円滑に推進していく上で、村はパワーブランド社を強力に支援していく必要があると思いま  
す。そのためには、村の課長・局長・参事級の職員の方々の知識と経験を最大限活用して、事業を  
推進していくべきと考えます。これら村の幹部職員の方々は、補助事業を多数経験され、また国や  
県の政策や制度の変更等に適切に対応してこられ、加えて村の数々のプロジェクトに取り組んでこ  
られた豊富な経験と実績を持っておられます。村長におかれましては、ぜひとも課長等の職員  
の方々に当事業推進に関するそれぞれの考えを、個別に聞き取る機会を設けていただきたいと思いま  
す。幹部職員の方々の立場としての意見はもちろんのこと、地元へ帰れば一村民でもあり、地元集落やい  
ろいろな立場の住民の方々からさまざまな意見もお聞きになっているはずであります。

今後村長におかれましては、事業を推進していく上でそれぞれの段階で大小さまざまな決断を迫  
られると思います。その際には、ぜひとも百戦錬磨の経験を持つ課長等幹部職員の方々の意見に積  
極的に耳を傾けていただき、進むべき方向を決断していただきたいと思っております。課長等幹部  
職員の皆様におかれましては、20年後、30年後に関川村を担っているであろう村民の皆さんが誇り  
に思えるような事業の実現に向けて、忌憚のない意見を提言していただきたいと思っております。このよ  
うに、積極的に課長等幹部職員の方々の意見に耳を傾け、決断・判断の際の参考とすることについて、  
再々質問ということで村長のお考えをお伺いできればと思います。よろしく申し上げます。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 今伊藤議員にご指摘いただきましたように、村の幹部もそれぞれ住民に接し  
ているわけでありますので、住民の声も代弁できる要素もあろうかと考えておりますので、ご指摘

のことを実現したいと考えております。伊藤議員は行政のご経験もありまして、その豊富なご経験からのご提言、まことにありがとうございました。

○議長（近 良平君） はい。

○2番（伊藤敏哉君） ありがとうございます。大変、少々生意気な言い方であったことは重々承知でございますが、よろしくご検討のほどをお願いします。

木質バイオマス発電事業の進む方向が、関川村の将来にとって有益なものとなるよう、我々村議会議員もさまざまな角度から事業の推進体制のあり方を今後とも精査、検討していきたいと考えております。村当局におかれましては、当事業が決して将来に負の遺産となることがないように、村長・副村長を初め職員が一丸となって当事業の進むべき方向を見定め、村民に示していただくことを切にお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（近 良平君） 次に7番、高橋正之さん。

○7番（高橋正之君） 7番、高橋正之です。子育て支援について1点だけお聞かせいただきたいと思っております。

関川村にもシングルマザー・シングルファザーがおり、働きながら子育てをされています。民間企業で働く人においては、土曜日の就業は必至であります。そこで、子育てをされている皆さんが土曜日でも働けるよう、土曜日の半日保育を1日保育にできないかお尋ねをいたします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 高橋正之議員のご質問にお答えをいたします。

ご質問のご趣旨は、ひとり親家庭が土曜日フルに働けるように支援できないかということであろうとご理解をしておるところでありまして、そのことについてお答えをいたします。

村の保育園におきましては、土曜保育というものを原則として下関保育園におきまして、朝8時から12時までの4時間開所しております。保護者のご希望があれば、朝早く7時30分から受け入れ可能とさせていただいております。土曜日には、普通は保護者がお休みの家庭につきまして、ご家庭で保育していただくようお願いいたしているところでありまして、現在、2名の児童が土曜保育を利用されておられます。平成27年度では2名、平成26年度では3名の利用がございました。

また、一方学童保育所は、昼には保護者のいない家庭の小学校1年生から4年生の低学年児童を対象としておりまして、今39名の登録であります。通年利用は22名、一時利用が17名となっておりますのが現状であります。その時間は、平日普通の日には授業終了から午後6時半まで、土曜日におきましては第1・第3・第5週に開いておりまして、朝7時半から12時半まで。長い休みのときには、朝7時半から午後6時半までとしております。また利用状況は、平日は小学校内で開いておりまして、土曜日は下関保育園で半日利用は2名であります。土曜日には、保育園児2名と学童保育2名、合計4名の児童を下関保育園で保育士がこれに対応しております。これが現状であります。

お話しありましたシングルマザー・シングルファザーの方を含めまして、土曜1日保育の相談は現在のところまいておりません。土曜日半日保育につきましては、現在2名の児童に職員が2名で対処しております。その職員は、平日に半日代休を取ってもらうことにいたしておりますが、実情はその代休をなかなか取れないのが現状であります。それがもし1日となった場合には、さらに職員に代休を取ってもらうこととなりますが、平日に職員が代休を取って不在になるということで、子供たちにとってもこれが負担になりまして、保育に影響がないとは言われません。そのために、土曜日に保護者がお休みの家庭につきましては、各家庭保育のご協力を文書などでお願いをいただいているところであります。

とりあえず、現状につきましてご報告を申し上げます。以上であります。

○議長（近 良平君） 高橋さん。

○7番（高橋正之君） 大変ありがとうございました。

これは、今村民の中で本当は1日欲しいんだけど、半日なんだけど、1日働くんによそに預けているんだよという人からのちょっと報告だったものですから。関川村に総合計画で「切れ目のない子育て支援」というのをこの間立ち上げていただきまして、そんな中で「村民ニーズに柔軟な対応ができるよう体制づくりに努める」、また「多様で弾力的な保育サービスの充実を図る」「家庭や企業、関係機関・団体等と連携し、その環境整備を行う」などとされています。そのことを考えたときに、土曜日の1日の実施も考えられるのかというふうに思いました。いかがでしょうか。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） ただいまの私の答弁申し上げましたことは、現状についての報告が主体でございました。現状におきましても、いわゆる村民ニーズというようなことから今の数字を申し上げたところでありまして、今議員のおっしゃることをお聞きしますと、まだ潜在的なニーズがあるのかというような私の想像も今出ているわけでありまして、そのようなニーズをどう捉えていくかということが1つの今のご指摘の問題の解決の方法であろうかと思っておりますので、どんな形で村民の状況、ニーズを拾い上げていくかというそういう課題を今承ったということで、理解をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（近 良平君） 高橋さん。

○7番（高橋正之君） 大変ありがとうございました。今後ともひとつご努力されるようお願いを申し上げます、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（近 良平君） 休憩します。13時まで。



午前 11時57分 休憩

---

午後 0時59分 再開

○副議長（平田 広君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長近 良平さんの一般質問終了まで、議長の職務を務めさせていただきます。

1番、近 良平さん。

○1番（近 良平君） 1. 小規模多機能自治への取り組みの現状と、今後の展開について。小規模多機能自治に関して、3月にも質問させていただきましたけれども、その後関川村としてどう対応しているのか。また、今後各コミュニティ組織にどう推進していくのか。今現在の状況をお聞かせください。

2. 関川村観光協会を役場から分離して法人化し、もっと活性すべきでは。関川村観光協会には、専任の職員がいません。農林観光課の職員の兼任になっているかと思えますけれども、しかし真剣に観光振興に取り組むには、数年で交代せざるを得ない今の体制よりも、役場から分離して法人化し、専任体制をつくる必要があると考えます。グリーンツーリズムへの対応や外国人観光客への対応など、今の観光振興は多岐にわたっています。今の体制では、追いつけないと思います。宿泊施設の紹介や体験観光紹介、メニューの開発などを1カ所で行える拠点の整備とともに、観光関係施設の維持管理も自然環境管理公社から移行してはいかがでしょうか。観光は、地域づくりと一体です。地域づくりの視点からも、早急な体制整備が必要です。村長のお考えをお聞かせください。

○副議長（平田 広君） 村長。

○村長（平田大六君） 近 良平議員のご質問にお答えをいたします。

まず第1点であります。小規模多機能自治につきましてであります。このことにつきましては、最近島根県の雲南市を中心といたしまして、旧小学校区単位などで地域協議会を立ち上げて地域の課題を探し、みずから解決していく取り組みであると承っております。村の将来の人口構成や財政状況などを考えますと、小規模多機能自治の考え方は非常に重要であると認識しているところであります。

議員のご質問であります。小規模多機能自治に対します村としての取り組みにつきましては、まず9つのコミュニティ組織の活用が不可欠であると考えております。そこで、各コミュニティの会長で組織しております関川村コミュニティ連絡協議会で、まずこれらについて勉強することにしたしております。雲南市の取り組みについて詳しい都岐沙羅パートナーズセンターから講師をお招きして、具体的な取り組み事例をまずお聞きすることにいたしております。この勉強会には、議員の皆様方にもご案内しているようでございますので、よろしく申し上げます。

また、その後の展開につきましては9つの地区・コミュニティであります。一斉とはまいます。

せんが、例えばモデルのような地区を設けまして取り組みを始めたかどうかと考えているところでもあります。各コミュニティ組織では、総合計画の一部であります地区別計画、これを策定してもらっておりますので、それをもう少し掘り下げていただくために住民アンケートやワークショップなどを通して、その地区の課題・問題点を拾い出し、その対策方法について検討していくところから始めた方がいいのではないかと、今考えているところであります。

また、先般の議会で近 良平議員からご提案ありました小規模多機能自治推進ネットワーク会議への加入につきましては、村としてこれに加入いたしまして情報収集に努めますので、引き続きご指導をお願いを申し上げまして、答弁にかえさせていただきます。

2つ目のご質問であります。関川村観光協会の活性化についてでございます。観光協会の歴史でありますけれども、関川村の観光協会は昭和36年（1961年）8月12日に荒川峡観光協会が設立されたときから始まりまして、その後昭和54年（1979年）6月19日に関川村観光協会として組みかえて、55年間の歴史を重ねてきておる、このように承っております。事務体制は、ほとんどが役場内に事務局を置きまして、主として商工観光担当の職員の業務でありました。現在も同様に、いろいろの課題や問題もありましたことから、広域法人の1つであります社団法人化して活発に活動すべきではないかというようなことが役場の部内から提案されたこともありますが、財源や運営責任の問題などからそのまま今日を迎えております。これが現状でございます。

役場の組織におきましては、農林観光課に商工観光班を設置しておりますが、現在はイベントを追いかける仕事を中心となっております、本来村内の商工観光産業の振興策や農林業を含めた産業間の連携などの政策を立案・実行する組織にしなければならないと感じているところであります。

私も近 良平議員同様に、同じように役場から事務局を独立させてほかの村内の産業関係団体との連携を密にしながら、村内観光産業の発展を模索すべきではないかとの、そういう考えから昨年平成27年度におきまして観光協会内で意見交換会を行いますとともに、関係者を対象にアンケート調査を実施したところであります。今後は新たに検討会を設けまして、全国の市町村で法人化を実施し幅広い活動を実施しようとしております自治体の例なども参考にいたしまして、新たな観光協会を目指すことを積極的に検討したいと考えております。

なお、関川村自然環境管理公社との業務の関連ということにつきましては、法人の設立目的の違いや法律的な課題なども十分に精査して、検討をいたしたいと思っております。ご提案いただきまして、ありがとうございました。

○副議長（平田 広君） 近 良平さん。

○1番（近 良平君） 前向きなご答弁、ありがとうございました。

小規模多機能についてはパートナーズセンターの分析、村上・関川の分析がかなり進んでいます。人口構成の中で、18歳未満の同居世帯、あとは高齢化世帯を横軸・縦軸にとってグラフをつくるん

ですね。そうすると、関川村の場合は全国平均よりも30年先に進みました、高齢化とかそういう点。各集落をグラフの中に点で落とすんですけれども、うちのほうで一番やっぱり危ないのは、言っているのかどうかわからないんですが大内湧が一番下の高齢化、要するに同居がなくて高齢化が進んでいるということ、右下のところへ来るんです。不思議ではないんですけれども、一番いい状況にあるのが上野新ですかね。上野新は同居率もあって、世帯的にも若い。そういう感じのやつがみんな出てきますので、ぜひ先ほど計画してみると言われたコミュニティ協議会の研修には、今一緒にいらっしゃる議員の皆さんも参加して、関川村の将来像というかそれを探ってもらいたいと思います。

この前の総合戦略というか、総合計画の中にも3,800人くらいまでにはなるんだろうと、3,400人を3,800人で食いとめると。ただ、3,800人になるとき、どういう自治をするかという想定はないんですよね。人口は食いとめる、でもそのときになれば当然ニーズも変わっているし、役場の体制も全然変わってきているだろうと思うわけです。それを、今30年先まで見越して自治をつくっておかないと、本当に大変なことになってしまう。先ほど福祉のあれにもありましたけれども、小澤議員が言うように全国に先がけてやれるようなそういう福祉体制をとるためにも、実にタイミングのいい取り組みだと思いますので、頑張ってもらいたいと思います。

それと、2番はなぜ自然管理公社がちょっと問題かなと思うと、観光関係の施設を担っているのに土日休むんですよね。きっちり職員がいないんですよ。「ゆ〜む」に張りついている職員も、土日何かトラブルがあると管理者がいないと困るんだという話を、ちょっと聞いたことがあるんです。やっぱり観光関係を担う職場が土日休んでいて、仕事になるのかなと。私はちょっと、今のままでもできますので、そのくらいのことはやったほうがいいんじゃないかと。観光協会をやっている職員がそのまま土日ということは無理だと思いますので、やはり土日仕事できる体制をちゃんとつくる。そうしたら、例えば「ゆ〜む」とかあの辺の観光施設を任せて、頑張って独立採算できるところまで引っ張るというようなことは考えられないんでしょうかね。私は、それができれば一番いいんだろうと思うんですが。

前視察に行った愛知県明日香村、副村長よくご存じの町ですけれども、あそこは観光協会別になっていて独自の財源というのは駐車場使用料なんですね。あそこモミジの名所がありまして、その駐車場に平日でもバスが50台くらい来るといってそういう場所があって、駐車場使用料だけで3億円あるそうです。その3億円を原資として、観光協会の運動をしているわけなんです。うちに3億円入るような駐車場はないので無理ですけれども、「ゆ〜む」とかあのあたりの施設から何とか頑張って利益を上げるような体制、または着地型の観光を創造するというかつくる。まだ、着地型の観光っていっぱい言われているんですけども、きちんとしたものができていないんですよ。村上でもまだまだですし、比較的うまくできているというのは燕三条が随分いいパンフレットをつく

っていました。着地型のメニューが数十も並んでいるような、そういうパンフレットできていました。着地型は、やっぱり関川村は自然環境も豊かですし、いろいろな文化的な施設にも恵まれていますので、着手地観光と今の温泉をやっぱりつなげてやるべきじゃないかなと思います。

再質問として、今土日休んでいる自然管理公社を何とかできないか、この1点だけお聞きしますが。

○副議長（平田 広君） 村長。

○村長（平田大六君） 第1点は、いいですか。

ただいま第2点の観光協会に関連します、土日のガイドのことであります。そのような状況は私も存じ上げておまして、現在どういう状況になっているかといいますと、そのようなクレームは私も何回か承りました。今議員ご指摘のように、日曜に来て案内を聞いても、誰も説明する者がいない。そこで現在は、今ボランティアの人たちでお願いをいたしております。それは、米沢街道まちづくりの代表米野紀男さんでありますけれども、その仲間の人たちが土曜・日曜に情報センターに詰めておまして案内をいたしておりますけれども、きちんとしたお願いでありませぬので、その人たちのそれぞれの個人のご都合にもよるわけでありまして、それが24時間根を張ったという状況ではありません。

それから「ちぐら館」ができたときに、「ちぐら館」のところにカウンターがありまして、あそこに本当は誰かガイドを置くというような位置づけをしていたのでありますけれども、それも本来の使い方に今なっていないくて、何かのカウンターになっているということで。現状はそうでありまして、そういう声も聞いておりますので、まず直近には休みの日のガイド、それから将来的には長期的にはさっき私が申し上げました観光協会の組織、それからもう1つは大きなテーマの中に「道の駅関川」という中にありますので、「道の駅関川」のもっとさらなる利用方法、これも含めた考え方でいくべきではないかと考えておりますので、まず直近のものを部内で検討いたしまして、直近の問題をまず解決していきたいと思っております。人の問題、あるいは予算の問題もあろうかと思えます。

以上です。

○副議長（平田 広君） 議長、近 良平さんの一般質問が終わりましたので、交代します。

しばらく休憩します。

午後1時15分 休憩

---

午後1時16分 再開

○議長（近 良平君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これで一般質問を終わります。

---

日程第5、報告第2号 公益財団法人関川村自然環境管理公社の経営状況報告について

○議長（近 良平君） 日程第5、報告第2号関川村自然環境管理公社の経営状況報告について議題とします。

村長の説明を求めます。村長。

○村長（平田大六君） 報告第2号公益財団法人関川村自然環境管理公社の経営状況の報告についてであります。

地方自治法第221条によりまして、資本金などの2分の1以上を出資している公益法人・株式会社・有限会社について、その経営状況を議会に報告することになっております。例年のとおり、関川村自然環境管理公社から関係書類が村長宛てに提出されましたので、その関係書類をもってご報告するものであります。

既に理事会と評議員会などで承認されておりました、比較的良好な決算内容であります。よろしくお願いをいたします。

○議長（近 良平君） これより質疑を行います。質疑はありますか。9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 9番、伝です。

管理公社、この経営状況につきましてはこのとおり、我々ざっと見たってちょっとわからない部分うんとあるんですけども、前々から問題になっている大石ダム河畔公園のレストラン、これやめたほうがいいんじゃないかという話も出ています。今回もまた180万円ほどの赤字になっているんですけども、例えばこれを維持していくのであれば、現状の状態ではなかなか収益が上がらないと思います。そういうことで、何かいい施策を考えてやるのであればやる、やらないならもうやめたほうがいいような感じがします。

それからもう1つ、毎年管理公社から人間関係の部分で苦情、私のところへも二、三毎年入ってきます。そういうことで、今回新しく専務理事選任されたわけです。置くようになったわけですけども、本来であれば理事長等々でしっかり人間関係について把握しておくべきでないかなと思うんですけども。その辺2点、村長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（近 良平君） 村長、どうぞ。

○村長（平田大六君） ただいまレストハウスの改革のことにつきましてでございますが、状況は今伝議員がご指摘いただいたとおりであります。これは、地元であります大石集落の皆様方にもお諮りしながらしていかなければならない、あるいはその中でどなたかにそれをやっていただく、そういうことも考えながらしていかなければならない。今すぐそれを閉鎖するというようなことは、現在考えておりません。

それから、2番目の職員の人間関係であります、このことにつきましても昨年専務理事を常勤

お願いしましてから、その専務理事を通してそのことも指導しているところであります。また、私自身も理事長という立場でありますので、その職員の人たちと年に一、二回コミュニケーションを持つ機会をつくっているところであります。

以上です。

○議長（近 良平君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） ぜひその職場内の人間関係、うまくできるような形にもってってもらいたいですね。というのはやっぱり「ゆ〜む」、特にここは健康ランドになっていますので他町村のお客さんも大勢入っています。そんな中で、職場内で人間関係がぎくしゃくしていると、やっぱりよそから来ているお客さんにも余りいい印象を与えないと。そういうよそからの「お前のところのゆ〜むの職員の対応、何なんだ」と、そういうふうな苦情もたまに入ってきますので、その辺しっかりしたやはりよそからのお客様への対応に対しても影響してくると思いますので、ぜひ職場内の人間関係がうまくいくようなことで進めていっていただきたいと思います。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 「ゆ〜む」のことにつきましては、私は毎月入館されるお客様のアンケートを見せていただいております。通常であれば、100枚近いくらい回収しております。1万人の入館者の中で100人、それはご意見を代弁しているとは考えておりませんが、今議員ご指摘のように職員の態度につきましてもその感想などございます。その中でも賛否両論で、両方であります。「大変丁寧に説明してくれた」というような評価もありますし、「全然愛想がない」とかそういうような表現のものもあります。そのようなアンケートの中身は、情報として職員が皆共有して読むというようなことになっておりまして、改善するところは改善するというようなことに努めているところであります。特に職場のチームワークについては、私も年頭の自然管理公社の職員への訓示、あるいは春の顔合わせの会などをお願いしているところであります。

○議長（近 良平君） 2番、伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） 質問させていただきます。

管理公社の決算報告書をごらんいただきたいんですけども、全部で3点ほどお聞きしたいんですけども、1つ目は決算報告書例えば1ページの公益目的事業ということで表が載っております。それで、大きな1番で国立公園清掃活動事業というところの右側に、「収入」「支出」「差額」と載っております。これは、国立公園清掃活動事業に関してこの金額なのか。お聞きしたいのは、例えば大きな2番・3番というところには金額が入っておらず、大きな4番のところに来ましてまた「ふるさと農園管理運営委託事業50万円」ということで載っております。この、例えば一番上の3,946万6,000円というのは、1番から3番の項目合計でこの金額なのかということ。それとも、2番・3番・4番については予算収支はなかったというふうに見ればよいのか。まず、その表の見

方をまず1点お聞きいたします。

それから2点目は、ちょっと細かくあら探してみたいで申しわけないんですけども、4ページの大きな2番「収益目的事業」とあって、その下に「公益目的事業施設における」とあるんですが、これは「公益」ではなく「収益」ではないかと思ひまして、ちょっとご確認いただきたいと思ひます。

それから、済みませんが3点目なんですけれども、監査報告書ということでページ打たれないで載っておりますが、予算規模は1億4,000万円ほどということで、非常に規模が大きいんですけれども、監事の方お二人で5月19日に監査をされた報告書が載っておりますが、今まで例えば第三者機関の監査のようなものは何年かに1回やった経緯があるとか、そういう会計の適正化を図る上でそういうチェック、第三者機関のチェックがあったかということと、今後その必要性があるかないかというようなことについて。

合わせて3点お聞きしたいと思ひますが、よろしくお願ひします。

○議長（近 良平君） どうしましょう、村長。

○村長（平田大六君） ただいまのこの決算書の詳細につきましては、担当課長に説明をさせます。

○議長（近 良平君） 農林観光課長。

○農林観光課長（伊藤 隆君） ただいまの表の見方、それから字句の違い、それにつきましては専務理事にこれから確認してまいりたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（近 良平君） どうしますかね、じゃあ後になると。休憩後でもね。

10番、平田さん。

○10番（平田 広君） 私、現状について4点ほど教えていただきたいと思ひなんですけれども、課題等あればそれらについても教えてほしいと思ひます。

まず1番、「猫ちぐら」の現状ですけれども、前は5年待ちというような話だったんですが、今どういうふうなことになるか。それで「いで湯ふるさと会」、こちらのほうも人数的には300人ずっと行っていると思ひなんですけれども、これらについてはどういうふうになっているか。「ゆ〜む」の現状、経営状況ですね。人数的に横ばいなのか、ふえているのか、その辺についても教えていただきたいと思ひます。また、湯沢・高瀬の「ふるさと農園」、なかなか借り手がないということで管理方法とか、借り手のほういっぱいふえてくれればいいですけれども、大変だと思ひなんですけれども、それらの現状について教えていただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（近 良平君） 村長、どうぞ。

○村長（平田大六君） 「猫ちぐら」のことにつきましては、議員ご承知のように任意の団体で実施いたしておりますので、その詳しい状況は私は存じ上げてはおりません。去年若干「ちぐら」値上

げいたしまして、それで数年待ちというような状況であります。売り上げは順調にふえていると承っております。

それから、「ゆ〜む」の状況ですね。ああ、「ふるさと会」。「ふるさと会」につきましては現在300人前後の会員で、今急激にふえるという状況ではありませんけれども、当初の会員の数字を維持しております。ご承知のように、年間に総会を1回催しております、何年かに1回は関川村へ訪問したいというようなことに、今もう継続いたしております。また、ふるさと納税をしていただける会員も、「ふるさと会」の会員が多いというのが現状であります。

以上であります。

○議長（近 良平君） 「ゆ〜む」の状況も。

○村長（平田大六君） 整備の状況ですか。

「ゆ〜む」の入館数は、昨年に比べて若干ふえております。それが現状でありまして、300万人をこの春に突破いたしまして、今順調に毎月の数字では入館数がふえております。それから、利用者は以前と変わりありません。県外の遠いお客も来ておりまして、50回以上というような常連もたくさん来ております。

以上であります。

○議長（近 良平君） ふるさと農園もあつたよね。

○村長（平田大六君） ふるさと納税ですか。

○議長（近 良平君） 農園。

○村長（平田大六君） ふるさと農園につきましては、これは担当の課長に利用状況を説明をさせます。

○議長（近 良平君） 農林観光課長。

○農林観光課長（伊藤 隆君） ふるさと農園の関係でございますけれども、国交省の「かわまちづくり支援事業」というようなことで整備していただいた事業でございますけれども、現在16区画を貸し出ししているところでございます。現在使用している数は4区画使用しておりまして、整備していただいた面積のほとんどの部分になりましょうか、去年はヒマワリを植えてございますし、ことは菜種・ヒマワリ等を植える計画にしております。

それと、先ほど「ふるさと会」について村長から答弁されたわけでございますけれども、「ふるさと会」につきましては三百二、三十名が現在でありますけれども、ただいま新規の募集をしている最中でありまして、昨年とほぼ同じ会員が確保できるのではないかとこのふうに見込んでございます。

それと「ゆ〜む」の入り込み状況でございますけれども、これも少し補足させていただきますけれども、去年は渡邊邸のリニューアルがございまして、大幅な伸びがございました。16万を超えた



というふうに聞いております。ことしは、その影響がちょっと出ているのかなということをお聞きしている状況でございます。

以上でございます。

○議長（近 良平君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） これで質疑を終わります。

これで報告を終わります。

---

日程第6、報告第3号 株式会社 パワープラント関川の経営状況報告について

○議長（近 良平君） 日程第6、報告第3号 株式会社パワープラント関川の経営状況報告についてを議題とします。

村長の説明を求めます。村長

○村長（平田大六君） 報告第3号 株式会社パワープラント関川の経営状況報告についてであります。

これも報告第2号と同じく、株式会社パワープラント関川に関する経営状況の報告でありまして、会社から提出されました関係書類をもってご報告をするものであります。

ご承知のように、株式会社パワープラント関川は、現実的にまだ本格的な活動に至っておりません。その準備段階の状況でのものであります。村からの出資も貸付金も前年度にご報告いたしました内容と同じでありまして、現在は会社自身の借入金によって賄っている状況であります。よろしくをお願いします。

○議長（近 良平君） これで説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 9番、伝です。

決算報告書の部分ですけれども、多分ちょっと我々前回このパワープラントの決算報告見させてもらっていますけれども、なかなか見慣れない決算報告書。ということで、村長今パワープラント関川から出されて、これで多分村のほうはOKと、そういうような形で了解したと思うんですけれども、我々に説明してくれたのは、前回は、去年の分は総務課長説明できなかつたんです。それはもう、理解されているということで判断してよろしいのでしょうか。

それと8ページ、負債のほうの流動負債、この1件であります。これは何に借り入れ、未払金を入れてこういうふうな形で1,200万円ほど抱えているんですけれども、短期借入となると、あと銀行とかそういう部分から借り入れしているんで、村からも全然、600万、3,000万円貸し付けしている程度で、村からの助成はないという報告なんですけれども、多分このパワープラントを立ち上

げるとき永井社長みずから「俺がやる」という決断を下したわけじゃないと思います。私永井社長と当時話したんですけれども、「無理やり頼まれた」「何とかやってくれということで頼まれた」、そういうことで今いろいろ問題になっています。

その中で、何か村の不都合な点であれば「いや、それはパワープラントで今やっているんだから、おかしい」そういう答弁しか返ってこない。そういう中で、今度パワープラントの会社を設立して今現在仕事もやっていないのに従業員2人もいるわけですね。それは、多分短期借入金で給料は賄っていると思うんですけれども、立ち上げ後今現在従業員2人いる、それで給料はどこから出ているのかという村民も、不安に思っている村民もいます。そういうことで、本当に村が今パワープラントに対して3,000万円貸し付け、それと600万円投資、それしかかかわっていないのかどうか。余りにも村として無責任すぎるような流れも感じられるんですけれども。その辺はどうですか。

○議長（近 良平君） 村長、どうぞ。

○村長（平田大六君） 永井社長にお願いする経緯は、今伝議員からご質問いただいた経緯であります。村は、これ以外に全然協力をしていないのではないかというふうなご指摘でありますけれども、現在事務所に使っております上関地内の雲母里館とかその辺のところでも、あるいはいろいろなご相談、今後のことなどいわゆる物心両面に私どももそのことについてご相談を申し上げましたり、情報交換をいたしているところでもありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（近 良平君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 一時は、今の従業員の給料は未払い費用として200万円、多分今2人はボランティア的存在みたいな形になっていると思います。その方たちも、まずあそこで仕事しているというふうに思います。はっきりした内容も示されないことになっています。

それともう1つ、今言っているのはパワープラント関川と村との関係。これ、多分第3セクターということで今やっているんですけれども、そんな中で約束事がちゃんとできているはずです。その定款あれば、出してもらいたい。どういう形で決められているのか。その辺もちょっと確認したい部分ありますので、できればそれも提出してもらいたい。

それから、去年平成27年度出納閉鎖になった3,000万円、これ今回私この補正で3,000万円上がってくるかなと期待していたんですけれども、それもなっていない。そういうことで、先ほど議員の質問の中でもありましたけれども、いつになったら入ってくるかわからない金、だから例えば12月補正で出したものを5月出納閉鎖して、本来であれば当初今回の補正で出るかなとそういうふうに思ったんですけれども、出てこない。その辺も心配な部分はあるんですけれども、その辺は多分私が心配しているだけなので。やっぱり、パワープラント関川に対してもうちょっと厳しくやれる体制には多分なっていないんじゃないかということで、だからパワープラント関川永井社長の言葉をそのまま村長が村民の中で、我々また村民の前で報告しているんじゃないかなと思います。それで、

私もずっと今まで不安に思ってきました。

それで、村長の話は、もう「またか」「またか」と聞いていたんですけども、3月27日に「ちょっと来てくれ」と村長に言われて行ったら、「今月中に金入ってくるようになった」と。そういうことで、あのときはもう一瞬どきっとして、「ああ、よかったですね、村長」と。そうしたら、あれから3カ月一向に金入ってこない。それで、村長が今一般質問とかそういうので答弁していることも、その件に関してはまだ私は信用できないと思います。そういうことで、最後にこのパワープラント関川に対してお願いなんですけれども、何か我々に示せる形になるものを出していただきたい。いろいろ約束事は、アメリカとか約束事はしていますけれども、全然今のところそういう言葉だけでしか返ってきていない。そういうことなんで、ぜひできればあるものを、非公開の部分は真っ黒でも結構です。そういうものを何かの形で出していただきたい、そういうふうに思います。

以上です。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） ただいまのご質問の趣旨につきましては、先ほどの3人の議員の皆様方にも説明いたしたとおりでありまして、現状をそのまま申し上げているところであります。私も伝議員のおっしゃるように、アメリカからの送金を切に早く実現できるように待っているところでありますので、ご了解をいただきたいと思っております。

○議長（近 良平君） 3番、小澤さん。

○3番（小澤 仁君） 2点お願いします。

まず1点目、貸借対照表の中にあります負債・純資産の部、今も伝議員がご質問の途中で折り込まれていたんですけども、短期借入金の954万円、こちらどこからの借り入れになっているのかちょっと知りたいで、教えていただければよろしいですか。

あともう1点、長期借入の村が貸してある3,000万円に関して、12月の行政報告で私お願いしたんですけども、村とパワープラント関川の間で借り入れした契約文書があるようでしたら、公開していただきたい。この2点、お願いします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 短期借入のこの状況は、パワープラントの代表にお聞きしなければ、内容については私も存じ上げておりません。

それから長期借入の契約書を、前回の議会でも「あるのか」というようなご質問をいただきまして、これは「ある」とお答えをいたしておりますが、これは村だけのものではありませんので、契約の相手もありますので、それは相手のご了解を得ないと見ていただくわけにはいかない、そういう状況であります。返済の期日につきましては、来年の秋ごろになっているはずであります。以上です。

○議長（近 良平君） 3番、小澤さん。

○3番（小澤 仁君） 今ほどの契約書の件なんですけれども、関川村に情報公開条例あるんですよ。目的の第1条に、「この条例は、村民の知る権利として村民が村及び村が全額出資している法人の保有する公文書類の公開を求める権利を保障するとともに、公文書類公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、村民の村政への参加を促進し、村民と村の信頼関係を深め、一層公正で開かれた村政の実現を図ることを目的とする」とあります。この条例をもとに公開するのをお願いしても、あれでしょうかね。相手方あつてのことだというんですけれども、パワープラント関川と村との契約になっているかと思いますので、永井社長にお願いをしていただいて、永井社長が「よし」とすれば公開していただけますでしょうか。

○議長（近 良平君） 村長、どうぞ。

○村長（平田大六君） 情報公開条例は、それを運用する場合にやはり今までも相手の、全部の当事者のご意見を承って、承諾の可否をいたしておりましたので、それに従いまして公開を可能になればできるということをお答えさせていただきます。

以上です。

○議長（近 良平君） 3番、小澤さん。

○3番（小澤 仁君） じゃあ、この定例会開催されている期間中に、そちらの公開を求めるというのを発議させていただきたいと思います。

以上、お願いします。

○議長（近 良平君） 議会では、公開条例は。公開条例って個人でやるものだから。

○3番（小澤 仁君） ああ、そうなんですか。じゃあ、手続踏みます。

○議長（近 良平君） 依頼をすれば、それは別に公開条例使わなくても向こうがOKすればできるわけでしょう。向こうがOKしなければ、公開条例でもできないということです。

とりあえず、じゃあ議会から要請してみることだね、向こうの社長にね。

じゃあ2番、伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） 細かい点ですが、字句の訂正が必要だと思われる部分がありましたので、ご確認をいただきたいと思います。

関川村第3セクター経営状況報告書1枚紙が事前に配付、資料に載っておりますが、この財務状況のところ項目として「純資産」という項目が2つ上がっておりますが、一番上のは「純資産」ではなく「資産」だと思いますし、一番下の「利益剰余金」になっておりますが、これは「利益剰余金」の誤りだと思いますが、正式な書類ですので細かいところで恐縮ですけれどもご確認いただいて、訂正が必要だと思いますが、よろしく申し上げます。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 今ご指摘の点はわかりましたので、向こうの企業に連絡いたしまして、訂正する部分は訂正をお願いをいたします。

○議長（近 良平君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 小澤議員の質問、貸付金3,000万に関連した質問なんですけれども、村が運営する会社に村が貸してそれで賃貸契約書、それが公表できないということは誰が考えてもおかしいと思うんです、村長。相手方の意向を聞かなければ公表できませんとかって、ちょっと誰が考えてもおかしいと思うんですけれども。そんな話、通用するんですか。

○議長（近 良平君） 村長、どうぞ。

○村長（平田大六君） それはお聞きして、お知らせすることは当然であろうかと思えます。

○議長（近 良平君） 9番、4回目でない。

これで質疑を終わります。

これで報告を終わります。

---

#### 日程第7、議案第52号 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（近 良平君） 日程第7、議案第52号 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（平田大六君） 議案第52号 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

改正内容は、法令改正に伴いまして課税限度額を改正するものであります。いずれも5月18日に開催されました国民健康保険法で定められました関川村国民健康保険運営協議会、この協議会で了承をいただき、今回提案するものであります。

詳細は税務会計課長に説明をさせます。

○議長（近 良平君） 税務会計課長。

○税務会計課長（井上広栄君） それでは、国保税の一部改正でございますが、新旧対照表をごらんいただきたいと思えます。

1ページの上でございますが、第3条課税額ということで、これは基礎課税額の限度の引き上げでありまして、今現在「52万円」が「54万円」に変更されると。それから、後期高齢者支援分ということで、これは現行「17万円」が「19万円」に変更されます。この課税額の限度額の引き上げによりまして、被保険者の負担に配慮するというものでございます。

それからその下のほう、11条国保税の減額でございますが、今ほどの第3条の課税額、限度額の改正に伴いまして「52万円」が「54万円」、「17万円」が「19万円」ということで、それぞれ改正

されるものであります。

続きまして、2ページの上でございますけれども、所得に応じまして軽減措置の制度がございまして、今回は5割軽減の対象者の控除額ということで、現行「26万円」が「26万5,000円」に改正されます。それから2割軽減対象者につきましては、現在「47万円」が「48万円」に変更されるということで、この引き上げによりまして軽減対象者の拡大を図るというものでございます。この部分が大きく変わったところでございまして、以下、下のほうでございますが全般を通しまして下線の引かれた字句でございますが、法改正に合わせて所要の規定を整備するものでございます。

なお参考資料ということで、皆さんのお手元に配付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（近 良平君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。10番、平田さん。

○10番（平田 広君） 10番です。

簡単なあれですけれども、この改正は全国一斉に行われる改正だと思うんですけれども、金額が上がっていますが、対象「52万円」が「54万円」とか、「17万円」が「19万円」とか上がっていますけれども、これも全国一斉の改正という解釈でいいですか。

○議長（近 良平君） 税務会計課長。

○税務会計課長（井上広栄君） 国の地方税法の改正によりまして、全国一斉でございます。なお、村独自の改正の部分は今回はございません。

以上であります。

○議長（近 良平君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第52号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管であります総務厚生常任委員会へ付託します。

---

日程第 8、議案第53号 平成28年度関川村一般会計補正予算（第1号）

○議長（近 良平君） 日程第8、議案第53号 平成28年度関川村一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（平田大六君） 議案第53号 平成28年度関川村一般会計補正予算（第1号）についてであります。

村の財政の根幹をなす財源であります地方交付税の本算定結果は、4月末に明らかにされることから、繰越金を財源に必要な最小の内容で予算編成をしております。詳細は、総務課長に説明をさせ

ます。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） 議案第53号 平成28年度関川村一般会計補正予算（第1号）につきまして、詳細をご説明申し上げます。

歳入歳出それぞれ6,210万円を追加しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ50億2,410万円とするものでございます。

初めに、歳出からご説明申し上げます。11ページのほう、お聞きいただきたいと思います。

給料関係、職員手当、共済費、これそれぞれの款のほうに出てまいります。これにつきまして、これは人事異動に伴う調整と4月昇給にしたものの調整によるものでございますので、ご了解をいただきたいと思います。なお、内容につきましては26ページの給与明細、こちらのほうに給与費明細書一般と書いてございますが、こちらのほうにトータルしたものがございまして、こちらのほうをごらんいただきたいと思います。

それでは、それぞれ変わった部分につきましてご説明を申し上げたいと思いますので、よろしくをお願いします。

11ページ総務費の一般管理費、委託料がありますけれども、こちらのほうで個人番号カード関連準備委託料、これにつきましては国のほうで内示額が変更になったもので、それに合わせてこちらに計上をさせていただいたものでございます。

次に7目の地域振興費のふるさと納税、この使用料の関係になりますけれども、ふるさと納税システム使用料ということで5万円計上してございますが、これにつきましてはふるさと納税のインターネットでのクレジット決済、これを行うシステムのほうに加入するというので、その使用料が5万円ということでございます。

その下の工事費請負費160万円でございますが、これにつきましては観光情報センターと役場庁舎の外のほうになるんですけれども、Wi-Fiの整備事業ということで公衆無線LANを整備し、インターネットの環境の改善を図るものでございます。

新エネルギーのほう、次に続きますけれども道路側溝の補修工事ということで、これにつきましては新エネルギーの建設予定地でございます道路、そちらのほうの側溝にふたをかけるという工事でございます。

続きまして、負担金補助及び交付金のむらづくり総合推進事業費補助金でございますが、これにつきましては片貝・沼共聴施設、こちらのほう光ケーブルに改修するというものでございます。

次のコミュニティ助成事業補助金150万円ですが、これは宝くじ助成ということで、今回は四ヶ字のコミュニティの拠点であります辰田新生活センター、こちらのほうに冷房、そして冷蔵庫、そういったものを整備する補助金でございます。

その下の地域イベント事業補助金、これにつきましては上土沢のほうで昨年も実施しました竹灯籠のイベント、これの補助金でございます。

はぐりまして4項の選挙費のほう、14ページになりますが、こちらのほうで1目選挙管理委員会13節委託料、システム改修委託料ということで10万8,000円入ってございますが、これにつきましてはDV、ドメスティック・バイオレンス該当者を選挙人名簿の印刷対象から除外すると、こういった機能をシステムに取り入れるということで、システム改修費でございます。

その下の参議院通常選挙費の開票集計システム電算委託料220万4,000円につきましては、今まで村の担当者のほうで開票の集計は行ってきたんですけれども、今回システムを入れようということでの委託料になります。これについては、国のほうから9分の5の補助がございます。なお、それにつきましてはまた歳入のほうでご説明申し上げます。その下のほうにつきましても、保守点検料ということで、このシステムを入れることに伴います保守点検料が5万4,000円ということでございます。

はぐりまして、15ページ民生費の1の社会福祉総務費、7節からずっと書いてございます。13節、そして負担金補助交付金のところに臨時福祉給付金給付事業ということで、これを実施するに当たりそれぞれ予算を計上してございます。内容としましては、臨時福祉給付金につきましては3,000円を住民税非課税の方1,500人を対象に支給するというものでございますし、負担金補助のところの一番下のほうに書いてございます障害遺族年金受給者給付事業、こちらにつきましては65歳未満の対象者150人に対しまして3万円を支給するというものでございます。これにつきましては、財源は国庫補助金になります。

下の「ゆうあい」の管理費ということで修繕料上がってございますが、こちらのほうは「ゆうあい」の浄化槽の脇が陥没したということで、これを埋め戻すための修繕費29万2,000円でございます。

はぐりまして、18ページの4款衛生費の委託料ということで、マイナンバー健康管理システム改修委託料51万4,000円、これにつきましては健康管理システムの予防接種履歴確認作業に伴う改修委託料ということでございます。

下の臨時雇用賃金43万4,000円につきましては、職員が産休に入るものですから、その代替の臨時職員の賃金でございます。

はぐりまして、19ページの5款農林水産業費の3目農業振興費、負担金補助交付金ということで新潟県農林水産業総合振興事業補助金1,700万円ですが、これにつきましては松平畜産団地にございます山口ファーム、こちらのほうで県の補助金を使いまして豚舎の改修並びに汚泥脱水機の設置を行うということでございます。これは、全て県費で行うということでございます。

続きまして、20ページの6款商工労働費の3目観光振興費ですが、こちらのほうの負担金ということで、稚アユ放流事業費補助金200万円、これにつきましては温泉旅館組合のほうからアユの放流



量が少ないということでの要望がありまして、200万円を漁協のほうに補助する形でアユを確保するという事業でございます。

その下の観光施設費修繕料、これは減額300万円になってはいますが、これは修繕料を工事費に組みかえるものでございます。

その下の5目施設整備費、スキー場リフト施設移設工事と「ゆ〜む」空調設備工事ということで1,600万円上がっておりますが、スキー場のリフト支柱、これにつきましては第2ペアリフト付近のリフト支柱を正常な位置に戻すということで、山全体が地滑りを起こしているということで、リフトのほうの正常な位置がずれているということで危険だということで、こちらのほうの工事を行うものでございます。金額的には1,300万円を予定しております。下の「ゆ〜む」の空調設備の工事は、これは組みかえによるもので、300万円を工事費に充てるというものでございます。

続きまして、21ページ土木費の道路橋梁費、こちらのほうの委託料でトンネル修繕技師設計委託料ということですが、こちらのほうは場所のほうが大石ダム手前のトンネル、こちらのほうの修繕委託料の事業費の変更に伴い、増額を行うものでございます。国庫補助事業です。

それから、9款教育費になりますが、こちらのほうの小学校費の備品購入費でパソコン等購入52万円上がってございますが、これにつきましては教務室ファイルサーバー機器の老朽化、不調による入れかえでございます。それと、中学校費の賃金205万円、これにつきましては教育補助員の増に伴う賃金でございます。

次の委託料、パソコン等保守管理委託料23万8,000円、これにつきましては今まで先生のほうで保守を行ってきたのですが、これじゃあやはりうまくないということで、今回業者さんのほうに委託して保守をお願いするものでございます。ハードディスク等のバックアップ、こういった作業が入ってまいります。

その下の「未来への扉を開くキャリア教育推進事業費」、米づくり加工等委託料9万8,000円、これは事業の見直しによる増でございます。その下の使用料及び賃借料につきましては、学校田の借上料ということで10アール当たり1万7,000円、20アールでございますので3万4,000円を計上させていただきます。

それから、備品購入費の15万円につきましては、これもファイルサーバー機器の故障による入れかえでございます。

続きまして24ページ、こちらのほう報償費と旅費で放課後子ども教室事業費ということで、謝金37万7,000円と費弁6,000円上がってございますが、こちらにつきましてはコーディネーターの謝金及び費弁ということでございます。

25ページ最後のほうになりますけれども、こちらのほうの保健体育施設費備品購入費で15万5,000円上がってございますけれども、これは「ど〜む」のほうにモニター用のテレビを設置するという

ことでございます。

歳出のほうは以上でございます。

戻りまして歳入で、最初に7ページの第2表「地方債の補正」ということで、これは事業費の見直しによる増でございます。一番上の観光防災Wi-Fiステーション整備事業、これにつきましては先ほど申し上げましたとおり観光情報センター並びに役場のほうにWi-Fiの機器を設置するというので、その見直しで340万円ということになっております。

その下が「ゆ〜む」の空調関係の修繕ということで、こちらのほうもトータルで少し上がっているということでございますし、その下耐震性の防火水槽整備事業、これは場所は下関地内のものになります。それから消防ポンプ舎の整備事業、これにつきましては金丸のポンプ舎を更新するというものでございます。

続きまして、13款の国庫支出金ですが、これにつきましては先ほどの支出に伴います国からの補助金等になります。

それから14款の県支出金、農林水産業総合振興事業県補助金、これは先ほど申し上げました山口ファームの豚舎改修及び汚泥脱水機の新設ということの県補助金でございます。

はぐりまして、9ページ選挙費の委託費につきましては、開票システムを入れるということで、その補助金になるんですけども、委託金という形で9分の5、127万8,000円を委託金で歳入に入れるというものでございます。

繰入金、積立基金繰入金ということで商工観光振興対策基金繰入金1,000万円ございますが、これにつきましてはリフトの工事代等、そちらのほうに基金を取り崩して入れるというものでございます。

繰越金は、既存額から見込み額のほうが上回ったということでの精査でございます。

雑入につきましては、コミュニティ助成事業交付金150万円、これは先ほど申し上げました宝くじ助成で四ヶ字の冷房冷蔵庫を整備するものでございます。長寿社会づくりソフト事業交付金95万7,000円につきましては、上土沢の竹灯籠のイベントの関係でございます。

その他につきましては、先ほど申し上げたとおりでございますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（近 良平君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

議案第53号の質疑を許します。質疑はありますか。9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 20ページですけども、先ほどの総務課長からの説明で、6款1項商工観光費の5目施設整備費、そのスキー場のリフト、何か地滑りで動いているというお話聞こえたんですけども、もうちょっと詳しい情報をお願いします。

○議長（近 良平君） 農林観光課長。

○農林観光課長（伊藤 隆君） 第2ペアリフトの支柱でございますけれども、年間わずかでございますけれども動いているというような現状がございます、何回かちょっと確認とりませんでしたけれども、過去にも移設をしてもとの位置にずらしたという経緯がございます、その間どうしているのかというようなことなんでございますけれども、わずかな幅をもって調整が可能でございます、ある程度動いても調整ができるという構造になっているようでございまして、それが限界に来て、どうもリフトが支柱にぶつかりそうな状況になってきているというようなことで、もとの位置にまた支柱そのものをずらして建てかえたいと、こういうことでございます。

○議長（近 良平君） 1本だけ。

○農林観光課長（伊藤 隆君） ペアリフト3本でございます。

○議長（近 良平君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第53号は、会議規則第39条第1項の規定により産業建設常任委員会へ付託します。

休憩します。25分まで。

午後2時14分 休 憩

---

午後2時25分 再 開

○議長（近 良平君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

○議長（近 良平君） 続きまして、農林課長。

○農林観光課長（伊藤 隆君） 先ほど自然管理公社の決算報告につきまして、ご質問にお答えしたいと思います。よろしくお願ひします。

1点目、1ページ目の表の見方でございますけれども、2番・3番の金額の欄が空欄になっているという件でございますけれども、それは1番に2番・3番を含めて合計したのを計上させていただいたものでございます。

それと、4ページの2「収益目的事業」というタイトルに対しまして、次の段に「公益目的」というふうに書かれているのか間違いではないかということでございましたけれども、収益を上げる目的の事業の中の公益的な目的の事業というような意味合いがございまして、このままでよろしいということでございました。

それと、ページ数は打たれていないんですけれども、監査報告につきまして第三者等の考えはないのかというご質問でございましたけれども、この決算報告書につきましては国県へも報告してございまして、第三者を導入したらどうかというふうな国県からのご指導はないというふうなことで、専務理事はそのまま進めていきたいという考えのようでございます。

以上でございます。

---

日程第9、議案第54号 村道路線の変更について

○議長（近 良平君） 日程第9、議案第54号 村道路線の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（平田大六君） 議案第54号 村道路線の変更についてであります。

建設環境課長に詳細を説明させます。

○議長（近 良平君） 建設環境課長。

○建設環境課長（高橋賢吉君） それでは、村道路線の変更についてご説明申し上げます。

路線名ですが、女川郷74号線でございます。1ページ、はぐってもらったほうがわかりいいと思います。参考としてつけておりますが、起点と終点の位置が起点が変わらずで、終点が変わっております。延長として284.8メートル減でございます。

もう1ページ、見開きの右側に図面がございます。位置としましては、岩村養鶏場の施設がある部分でございます。先般岩村養鶏場のほうから鶏舎を建設するに当たりまして、今ある鶏舎と新築する鶏舎の連絡ということで卵を運搬するバーコンベアというものを新設するに当たり、村道を横断するような形になります。それで、この村道につきましては、今現在ほとんど岩村養鶏場しか使っておらず、主に別ルートで利用している状況でございます。今現在ちょっと荒れ放題の道でございます。それで、通行に支障がないということもございまして、要はそれを払い下げてほしいということでございます。それに当たりまして村道認定から外しまして、その後普通財産として売却するものでございます。

それで手続上としまして、一応地元の関係者の同意が必要となっておりますので、若山区長さん並びに利害関係人の女川農業センターさんからの同意も得ておりますので、今回提案するものでございます。

以上です。

○議長（近 良平君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第54号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第54号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより議案第54号を採決します。

お諮りいたします。本案について原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

---

日程第10、議案第55号 財産の取得について

○議長(近 良平君) 日程第10、議案第55号 財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(平田大六君) 議案第55号 財産の取得についての提案理由を申し上げます。

「ふれあいど〜む」トレーニング機器の購入契約についてであります。当初予算に計上いたしました機器の購入につきまして、去る6月7日に指名競争入札を執行し、最低額の落札者と仮契約を締結しております。関川村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に該当することから、議会の議決をお願いいたしたいものであります。なお、指名いたしました業者は有限会社小泉屋、合資会社ほんぼ、有限会社内山スポーツの3社であります。

詳細は、契約を担当しております総務課長に説明をさせます。

○議長(近 良平君) 総務課長。

○総務課長(加藤善彦君) 財産の取得につきまして、ご説明申し上げます。

事業名は、「ふれあいど〜む」トレーニング機器整備事業ということでございます。機器名・数量等につきましては、トレーニング機器一式ということで皆さん方のほうにお手元、資料配付してございます。カラー刷りのものと一覧表になってございますが、こちらのような機械を購入するものでございます。

なお、落札率につきましては98.6%でございました。契約金額は745万2,000円、これは税込みでございます。

以上でございます。

○議長(近 良平君) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。9番、伝さん。

○9番(伝 信男君) 9番、伝です。

今ここに配付になっているこの機具を入れるんですね。数でいえば、このとおりの数なんですか。例えばこれを1基買うとか2基買うとか。

○議長（近 良平君） 教育課長。

○教育課長（稲家 誠君） 今のご質問にお答えします。

一応機器の数につきましては、「ふれあいど〜む」トレーニング機器一覧ということで表にまとめてあります。この機器を購入させていただきました。具体的な機器はどのようなものかということについても、ここに説明をさせていただいております。

以上です。

○議長（近 良平君） 3番、小澤さん。

○3番（小澤 仁君） このトレーニング機器の使用において、専門家による指導等は必要にならないものだけなのでしょうか。

○議長（近 良平君） 教育課長。

○教育課長（稲家 誠君） 今現在考えておりますのは、使用方法についての説明会を月2回程度やっていくということでありまして。具体的にこの機器を、どういうふうな形で筋力アップにつなげるかというふうなものについては、今のところ日にちを決めてということは考えておりませんが、今後スポーツ推進員なり専門家をお願いしての、具体的な使用についての説明も考えていきたいと考えています。

○議長（近 良平君） 3番、小澤さん。

○3番（小澤 仁君） 今後具体的なものについてお考えいただくという、課長のほうからのお話だったんですけれども。今、指導する方を置かないのかというのは万が一の事故の際、使用機器による障害事故、それから機器を使用していた中での医療事故等に対するリスクマネジメントは、どんなふうにお考えになっているのでしょうか。

○議長（近 良平君） 教育課長。

○教育課長（稲家 誠君） 詳細については、まだ詰めていない部分もあります。後でまた、使用料等については条例出させていただきますが、管理については「ど〜む」の管理人さんにまず面倒見てもらおうというのが1つ。それから指導につきましては、常駐の者は今のところは考えていません。ただ、使用方法の説明をする中でスポーツ推進員等、あるいは納入業者等から具体的に使用上の注意だとかについては説明をさせていただくと。今のところは、その程度であります。

○議長（近 良平君） 3番、小澤さん、いい。もう1つ聞かない。

9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 今指導者の件出ているんですけれども、前にもやっぱり新しくアリーナできたときトレーニングルーム、階段上がって突き当たりの部屋、あそこトレーニングルームとしてい

ろいろな機器、そのとき体育指導員に指導して、そのまま使用者がなくてほったらかしにしたような状態で、今は何もないんですけども、これはある程度やっぱり専門的な、次のところにも絡んでくるんですが、使用料取るのであればある程度専門的な知識を持った方についてもらわないと、下手すると大変なことなる可能性ある。写真見ただけでちょっとわかりませんが、そういう部分もこれから考えていかなければ。多分広範囲の年齢層の方が、特に今やっぱり健康づくりとかで興味あるのは、ある程度年輩の方々使用になると思います。そんな中で、年輩の方に使用を許可するのであれば、やはり専門的な指導者をつけたほうがいいと思います。年齢制限をして、「何歳以上はだめですよ」「この機械は、何歳以上はだめですよ」とか、そういう使用制限つけるのであれば別ですけども、その辺具体的にはっきりしてから使用したほうがいような感じするんですけども、課長。

○議長（近 良平君） 教育課長。

○教育課長（稲家 誠君） 先ほどの小澤議員さんのご意見、それから今伝議員さんのご意見等も十分聞かせていただきました。確かに、実際使用する面でいろいろな危険な部分だとかということが当然考えられますので、そのあたりもう少し詰めて安全面、それからうまく使っていただくような方法も考えた上でオープンに向けて動きたいと思います。

ちなみにオープンについては、7月10日過ぎくらいということで予定はしているんですけども、それまでに詰められるところは詰めて、安全面等に配慮した上でオープンさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（近 良平君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第55号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第55号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより議案第55号を採決いたします。

お諮りいたします。本案について原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

---

日程第11、議案第56号 せきかわふれあいど～むの設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例

○議長（近 良平君） 日程第11、議案第56号 せきかわふれあいど～むの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（平田大六君） 議案第56号 きかわふれあいど～むの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例であります。

議案第55号で議決をいただきました機器の使用について、条例で規定するものであります。

詳細を教育委員会の教育課長に説明をさせます。

○議長（近 良平君） 教育課長。

○教育課長（稲家 誠君） それでは、議案第56号について説明させていただきます。

今ほど村長からもありましたように、先ほど購入について議決いただきましたトレーニング機器の使用について定めたものであります。

1枚はぐっていただいて、新旧対照表のほうをごらんください。ど～むの使用料について定めました別表のほうに、トレーニング施設の利用料金を加えるものであります。1回、1回、1日とありますが、これは1つの機具じゃなくて全体の施設を想定しておりますが、1回につき100円、あと1カ月券が1,500円、3カ月券が3,000円、6カ月券5,000円、12カ月券8,000円という使用料を定めるものです。障害者手帳や療育手帳を提示した場合は、無料とするということにしております。

この料金設定に当たりましては、村上市・胎内市・新潟市等トレーニング施設を設置しております各施設のほうの使用料金を参考にしております。その中でも、割と安い料金設定とさせていただければと思います。

なお、施設の場所なんですけれども、「ど～む」に入っていただいてすぐ右の部屋、昔「川の資料室」があった場所でございます。今は常には使っていない部屋です。

なお、利用対象につきましては、高校生以上一般の者というふうにさせていただく予定であります。小学生・中学生等については、よその市町村では保護者同伴であればOKというところもありますが、小中学生についてはスポーツ少年団の活動、あるいは部活動を通じて体力づくりをやっていただいて、高校生以上一般の方の体力づくりのために使っていただきたいというふうに考えております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（近 良平君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。2番、伊藤さん。



○2番（伊藤敏哉君） 今ほど使用料のご説明ございましたけれども、歳入の予算の計上などはどのようにされ、今回の補正ではちょっと見つけられなかったんですが、どのように処理されるのかお伺いします。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） 今ほどの件ですが、まだ始まっていないということで、実績がないということで今回の補正には上げておりませんが、今後予算のほうに反映させていただきます。

以上です。

○議長（近 良平君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 現在建物全体、「ど～む」全体の管理は管理業者に委託しているんですけども、今後この部屋だけはじゃあどこか、生涯学習課とするのか。

それと、この使用料は村外の方も同じなのか。

○議長（近 良平君） 教育課長。

○教育課長（稲家 誠君） まず、1点目管理についてですが、今現在一応「ど～む」については教育委員会の所管で、自然環境管理公社のほうに管理委託をしているという状況です。この部屋につきましても、料金の徴収等については委託しております管理公社のほうの管理人さんのほうで徴収していただくということにはなりますが、先ほどお話あったように指導の関係とかありますので、その部分については教育委員会のほう、生涯学習班のほうでもかかわっていくということにはなるかと思えます。基本的には、管理委託については今までどおり管理公社にということと考えております。

済みません、今の料金設定について村外の者はどうするのかということでもあります。そこまでは、ちょっと詰めておりませんでした。

基本的に「ふれあいど～む」につきましては、村民については別表にあるとおり無料というふうな形でやっております。村外の方については使用料をいただくということになっておりますが、トレーニング施設について村外の方の利用についてどうするかということまでちょっと想定しておりませんでした。これは、あくまでも村民ということでご理解いただければと思います。

○議長（近 良平君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） お願いなんですけれども、例えば中学校の部活動、それからスポーツ少年団で使用する場合できれば無料にさせていただきたい、そういうふうな要望します。

○議長（近 良平君） 今の回答、じゃあ村長に聞いてみまじょうか。

○9番（伝 信男君） 要望だけだから、いいです。

○議長（近 良平君） 3番、小澤さん。

○3番（小澤 仁君） 済みません。細かいことなんですけれども、1回1日100円で1カ月が1,500

円になっているんですが、私もちよっと最近太り気味なんで通いたいと思うんですけども、毎日行けないんで、回数券というのをもひとつ設けていただければありがたいと。要望です。

○議長（近 良平君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第56号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第56号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより議案第56号を採決いたします。

お諮りいたします。本案について原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第12、議員派遣について

○議長（近 良平君） 日程第12、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。会議規則第129条の規定により、お手元に配付しました内容で議員を派遣することにしたいと思えます。なお、内容に変更が生じた場合は、議長に一任願いたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、日程第12、議員派遣についてはお手元に配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

なお、調査研修のために議員派遣を希望される方は、議長に申し出ていただきたいと思えます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次回は6月21日火曜日、午後3時から会議を開きます。大変ご苦労さまでした。

午後2時47分 散 会